

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の 改正に関する説明会

平成 23 年 1 月 19 日 (水)
16 : 00 ~ 17 : 30
於・永田町合同庁舎第 1 共用会議室

議事次第

1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に向けた検討状況について
2. 質疑応答
3. 今後のスケジュールについて

(配付資料)

- 資料 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（事務検討用）の概要
- 資料 2 行政機関情報公開法改正 新旧対照表（事務検討用）
- 資料 3 独立行政法人等情報公開法改正 新旧対照表（事務検討用）
- 資料 4 行政機関情報公開法の改正について（Q&A）
- 資料 5 行政透明化検討チームとりまとめ
- 資料 6 行政透明化検討チーム名簿
- 資料 7 今後のスケジュール
- 資料 8 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関するお問い合わせについて（事務連絡）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案の概要（事務検討用）

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずる。

1 骨子

(1) 国民の知る権利の保障の観点の明示

- ・ 情報公開制度が国民の知る権利を保障する観点から定められたものであることを明示する（行政機関情報公開法及び独法等情報公開法。（4）及び（6）を除き、以下同じ。）。

(2) 開示情報の拡大

- ・ 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大する。
（例）不開示情報から、「公にしないと条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報等を削除する。

(3) 開示決定等の期限の短縮

- ・ 開示請求から開示決定等（開示又は不開示の決定）までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮する。

(4) 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入

- ・ 情報公開・個人情報保護審査会への諮問をした行政機関の長が不服申立てに対する裁決・決定をするときは、内閣総理大臣の同意を得なければならないこととし、内閣総理大臣は、答申に沿った裁決・決定、公益上の理由による裁量的開示等の措置を求めることができる制度を導入する（行政機関情報公開法）。

(5) 事後救済制度の強化

- ・ 裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容、開示決定等の根拠条項、その該当理由等を分類又は整理した資料（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成及び提出を求める手続を導入する。
- ・ 裁判所が、原告側の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインカメラ審理手続を導入する。

(6) 情報公開制度関係事務の移管

- ・ 行政機関情報公開法及び独法等情報公開法に係る事務を、総務省から内閣府に移管する（内閣府設置法及び総務省設置法）。

2 留意事項

(1) 施行期日：法の公布から2年以内で政令で定める日

(2) 非予算関連法案である。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（事務検討用）

（傍線部分は改正部分）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）

第三章 不服申立て（第十八条―第二十一条）

第四章 訴訟（第二十二条―第二十四条）

第五章 情報提供（第二十五条）

第六章 補則（第二十六条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 行政文書の開示

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）

第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）

第四章 補則（第二十二条―第二十六条）

附則

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 （同上）

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等(以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並び

(行政文書の開示義務)

第五条 (同上)

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。))、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二条第一項に規定する独立行政法人等(以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並び

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律
第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい
う。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合にお
いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、
当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務
遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当
該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれその他当該公務
員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては
、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機
関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等
を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は
説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説
明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏
名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を
公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するお
それがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に
係る部分）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び
地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する
情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公
にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の
地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人
の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが
必要であると認められる情報を除く。

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律
第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい
う。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合にお
いて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、
当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容
に係る部分

（新規）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び
地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する
情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次
に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護
するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く

(削除)

(削除)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知(開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。)には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由(第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び同条各号に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関

情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (同上)

(新規)

する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項に規定する期間(その期間が前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の期間。次項において同じ。)内に開示決定等を行うことができないときは、次条第一項後段の規定による通知をした場合を除き、開示請求者に対し、遅滞なく、当該開示請求に係る事務の処理状況及び次項の規定により開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる旨を書面により通知しなければならない。

4 開示請求者は、行政機関の長が第一項に規定する期間内に開示決定等をしていないときは、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

(新規)

(新規)

前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2) 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3) 行政機関の長は、第一項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(新規)

(新規)

期間。次項において同じ。）内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該開示請求に係る事務の処理状況及び次項の規定により第一項に規定する残りの行政文書（以下単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる旨を書面により通知しなければならない。

4 開示請求者は、行政機関の長が第一項第二号の期間内に開示決定等を行わないときは、行政機関の長が残りの行政文書について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（独立行政法人等への事案の移送）

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法（第十七条第一項を除く。）の規定を適用する。この

（新規）

（独立行政法人等への事案の移送）

第十二条の二 （同上）

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人

場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条（略）

2（略）

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3（同上）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条（略）

2（略）

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならぬ。

3 前項の規定による申出(以下この項及び第十六条第八項において単に「申出」という。)は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならぬ。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 (※開示請求手数料について調整中。)

2 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料(以下この条において「開示実施手数料」という。)を納めなければならぬ。

3 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、

第十四条 (略)

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならぬ。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならぬ。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 (略)

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならぬ。

(新規)

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、

又は免除することができる。

5| 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示とした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（以下この条において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6| 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7| 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。

8| （※開示の申出をしない場合の納付手続について調整中。）

第三章 不服申立て

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査

又は免除することができる。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

第三章 不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条 （同上）

院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2| 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三 （略）

（内閣総理大臣による同意及び措置要求）

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会

一 （同上）

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（新規）

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三 （略）

（訴訟の移送の特例）

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第

計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないときは、当該行政機関の長に対し、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定、第七条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることができ、
- 3 行政機関の長は、前項の要求があったときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

第四章 訴訟

十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができ、

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（新規）

（新規）

(管轄及び移送の特例)

第二十二條 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三條第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十條において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二條第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二條第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同條第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同條第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(釈明処分の特例)

第二十三條 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九條第三項の規定に

(新規)

(新規)

より記載しなければならぬとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 | 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならぬ。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求められない。

3 | 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4 | 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

(新規)

(新規)

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
 - 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
 - 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
 - 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
 - 五 当該行政機関の所掌に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
 - ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの
 - ハ イ又はロに類するものとして政令で定める法人
- 2| 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を

（新規）

開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならない

第四章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二條 (同上)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三條 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

いとされる事項)を公表しなければならない。

(内閣総理大臣の勧告)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があるときと認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(削除)

(地方公共団体の情報公開)

第二十九条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開条例(地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。)の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(情報公開訴訟に関する規定の準用)

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに

(新規)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(新規)

対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手續について準用する。

(政令への委任)
第三十一条 (略)

(政令への委任)
第二十六条 (略)

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（事務検討用）（傍線部分は改正部分）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 法人文書の開示（第三条―第十七条）
 - 第三章 異議申立て（第十八条―第二十条）
 - 第四章 訴訟（第二十一条―第二十三条）
 - 第五章 情報提供（第二十四条）
 - 第六章 補則（第二十五条―第二十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」とい

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 法人文書の開示（第三条―第十七条）
 - 第三章 異議申立て等（第十八条―第二十一条）
 - 第四章 情報提供（第二十二条）
 - 第五章 補則（第二十三条―第二十五条）
- 附則

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（法人文書の開示義務）

第五条 （同上）

う。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しななければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。

ニ である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそ

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。

ニ である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

れその他当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(削除)

(削除)

(新規)

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしな

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (同上)

い旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならぬ。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごと）に当該決定の根拠となる条項及び同条各号に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十四日（独立行政法人等において定められた休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に相当する日をいう。）の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（新規）

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 （同上）

3| 独立行政法人等は、第一項に規定する期間（その期間が前項の規定により延長された場合にあつては、延長後の期間。次項において同じ。）内に開示決定等を行うことができないときは、次条第一項後段の規定による通知をした場合を除き、開示請求者に対し、遅滞なく、当該開示請求に係る事務の処理状況及び次項の規定により開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる旨を書面により通知しなければならない。

4| 開示請求者は、独立行政法人等が第一項に規定する期間内に開示決定等を行わないときは、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については第十七条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

（新規）

（新規）

（開示決定等の期限の特例）

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2| 前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3| 独立行政法人等は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間。次項において同じ。）内に開示決定等を行うことができなるときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該開示請求に係る事務の処理状況及び次項の規定により第一項に規定する残りの法人文書（以下単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる旨を書面により通知しなければならない。

4| 開示請求者は、独立行政法人等が第一項第二号の期間内に開示決定等をしなるときは、独立行政法人等が残りの法人文書について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規

二 残りの法人文書について開示決定等をする期限

（新規）

（新規）

（新規）

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条 （同上）

定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。」と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一〇四 (略)

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法(第十六条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 (略)

2 (略)

- 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決

一〇四 (略)

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者」又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十四条 (略)

2 (略)

- 3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決

定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第二項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

（開示の実施）

第十五条 （略）

2 （略）

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出（以下この項及び第十七条第八項において単に「申出」という。）は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 （略）

（手数料）

第十七条 （※開示請求手数料について調整中。）

定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

（開示の実施）

第十五条 （略）

2 （略）

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 （略）

（手数料）

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2| 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3| 前二項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項及び第二項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

4| 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第四項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5| 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で独立行政法人等が定める額（以下この条において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6| 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7| 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。

（新規）

2| 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3| 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（新規）

（新規）

（新規）

8) (※開示の申出をしない場合の納付手続について調整中。)

9) 見込額及び前項に規定する独立行政法人等が定める額は、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額及び同条第八項に規定する政令で定める額を参酌して定めるものとする。

10) 独立行政法人等は、第一項から第八項までの規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

3) 前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあつた日から当該諮問をした日までの期間(行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定に

(新規)

(新規)

4) 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て等

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 (同上)

2 (同上)

(新規)

より補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しななければならない。

(削除)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2| 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(釈明処分の特例)

第二十二條 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭

(新規)

(新規)

にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百三十一条に規定する物件を含む。)の証拠調べ又は検証(以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。)をすることができる。

2 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

(新規)

第五章 情報提供

第二十四条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3 前二項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

第四章 情報提供

第二十二條 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(新規)

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、

毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要(第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならない)とされる事項を公表しなければならない。

(政令への委任)

第二十七条 (略)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十四条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行

の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十五条 (略)

行政機関情報公開法の改正について (Q & A)

1. 国民の知る権利の保障の観点の明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1-1. 国民の知る権利の保障について明示する理由如何。

2. 開示情報の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 2-1. 今般の改正における開示情報の具体的な拡大内容如何。
 - 2-2. 個人に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。
 - 2-3. 法人等に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。
 - 2-4. 国の安全、公共の安全等に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。
 - 2-5. 審議、検討等に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。
 - 2-6. 部分開示の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。

3. 開示決定等の期限の短縮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 3-1. 不開示決定等の理由の記載に関する規定の趣旨及び内容如何。
 - 3-2. 開示決定等の期限についての改正点及び改正理由如何。
 - 3-3. みなし規定の趣旨及び内容如何。
 - 3-4. 大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合の見込額の予納手続を導入する理由及び具体的な手続の内容如何。

4. 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入等・・・・・・・・ 8
 - 4-1. 内閣総理大臣による同意・措置要求制度の趣旨、内容如何。
 - 4-2. 内閣総理大臣の勧告制度の趣旨、内容如何。

5. 事後救済制度の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 5-1. 審査会への諮問までの期間が 90 日を超えた場合の内閣総理大臣への報告について定める理由及び具体的な内容如何。
 - 5-2. 情報公開訴訟を原告の所在地の地方裁判所にも提起できるようにする理由如何。
 - 5-3. 情報公開訴訟にヴォーン・インデックス手続を導入する趣旨、内容如何。
 - 5-4. 情報公開訴訟にインカメラ審理を導入する趣旨、内容如何。

6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 6-1. 情報提供に関する改正点及び改正理由如何。
 - 6-2. 政府周辺法人に係る改正内容如何。

1 国民の知る権利の保障の観点の明示

1-1. 国民の知る権利の保障について明示する理由如何。

「知る権利」については、その性格として、憲法 21 条の保障する「表現を受け取る自由」という自由権的性格と、政府に対して情報の提供を求める請求権的性格を併有すると解されており、また、「知る権利」を支える価値としては、個人としての思想・人格を発展させるという個人権的な側面と、民主的な政治過程に参加するという参政権的な側面を併有すると解されている。

情報公開法における開示請求権は、このように複合的な性格・側面を有する「知る権利」の請求権的性格を具体化したものである。

近年、「知る権利」について明示する情報公開条例の増加、「知る権利」の具体化としての開示請求権について言及する裁判例等にかんがみれば、本法制定当時と比較して、「知る権利」の概念は、より成熟したものとなってきたといえる。

こうした状況を踏まえ、今般の改正において、国民の知る権利の保障について目的規定に明示することにより、情報公開法における開示請求権が「知る権利」の具体化であることの明確化を図ろうとするものである。

2 開示情報の拡大

2-1. 今般の改正における開示情報の具体的な拡大内容如何。

今般の改正における開示情報の具体的な拡大内容は以下のとおりである。

- ① 個人に関する情報（5条1号）について、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の氏名を開示情報に加えるとともに、行政機関に置かれた審議会等や懇談会等において意見表明等を行った者の氏名及び意見表明等の内容を開示情報にする。
- ② 法人等に関する情報（5条2号）について、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものである、いわゆる任意提供情報を不開示情報から削除する。
- ③ 国の安全、公共の安全等に関する情報（5条3号及び4号）について、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め、その要件を厳格化する。
- ④ 審議、検討等に関する情報（5条5号）について、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」を不開示情報から削除する。
- ⑤ 部分開示（6条）について、部分開示が不要とされている「有意の情報が記録されていないと認められるとき」の規定を削除するとともに、「容易に区分して

除くことができる」ときに部分開示が義務付けられていたものを「区分して除くことが困難であるとき」を除き部分開示を義務付ける。

2-2. 個人に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。

現行法は、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について開示することとされているが、今般の改正において、「行政透明化検討チームとりまとめ」（平成22年8月24日。以下同じ。）を踏まえ、「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させる観点から、公務員等の職務活動の一層の透明化を図り、適正な公務の遂行を確保するため、これらに加え、「当該公務員等の氏名」についても原則開示することとしている。ただし、「当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれその他権利利益を不当に害するおそれがある場合」は不開示としている（5条1号ハ）。

また、行政機関に置かれた審議会等や行政機関において開催された懇談会等における意見表明や説明は、行政の意思決定プロセスの中で重要な役割を果たしており、政府の諸活動を説明する責務を全うする観点からすれば、このような情報を公にする意義は大きいことから、今般の改正において、審議会等や懇談会等において意見の表明又は説明を行った者の氏名及び当該意見表明又は説明の内容については、原則開示することとしている（5条1号ニ）。

2-3. 法人等に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。

現行法は、法人等に関する不開示情報として、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを規定している。

しかしながら、このようないわゆる任意提供情報を不開示とする規定については、従来から、行政機関と法人等の合意による「情報隠し」等への濫用が懸念されていたが、行政機関の運用において、「当該条件を付することが合理的であると認められるもの」が必要以上に広く解される傾向が見られる。また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においては、不開示理由として5条2号イ及びロを同時に諮問庁が主張する場合、2号イの適用について優先して判断しており、公にしないとの条件に合理性が認められる情報は、それを公にすることにより当該法人等の「正当な利益を害するおそれ」（2号イ）があるものとして、あるいは当該情報を収集した国の機関等の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（6号）があるものとして、不開示情報に該当すると判断される場合が多い。

このため、今般の改正において、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、「国

民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させるため、任意提供情報を不開示情報とする規定を削除（5条2号）することとしている。

2-4. 国の安全、公共の安全等に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。

現行の国の安全や公共の安全等に関する不開示情報の規定については、その性質上、高度の政策的又は専門的・技術的判断を要するなど特殊性が認められることから、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」として、行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定となっている。しかしながら、現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる。

このため、今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、3号及び4号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め（5条3号・4号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

2-5. 審議、検討等に関する情報の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。

現行法は、審議、検討等に関する不開示情報として「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」を規定しているが、「行政透明化検討チームとりまとめ」において、本規定は、表現として極めて曖昧な規定であり、行政機関による恣意的な解釈を生じさせる余地があると指摘された。

このため、今般の改正においては、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させるため、審議、検討等に関する不開示情報としての「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」を削除（5条5号）することにより不開示情報の厳格化を図ることとしている。

2-6. 部分開示の規定について、具体的改正点及び改正理由如何。

現行法においては、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」は部分開示義務が適用されないこととされているが、本規定は、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、主権者である「国民の知る権利」の保障の観点からかんがみれば、存置することは適当ではない。「行政透明化検討チームとりまとめ」においても、当該規定を改正することにより、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするべきと指摘されている。

このため、今般の改正においては、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させるため、①現行の「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」旨の規定を削除するとともに、②部分開示義務に関する原則として、6条1項本文において「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定することにより、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確化する。③一方、部分開示義務の例外として、6条1項ただし書において「当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない」旨を規定するものである。

3 開示決定等の期限の短縮等

3-1. 不開示決定等の理由の記載に関する規定の趣旨及び内容如何。

「行政透明化検討チームとりまとめ」において、「不開示決定の理由の提示が求められる理由は、不開示理由の有無について行政機関等の慎重さと公正妥当性を担保して、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあるとされる。さらに、決定の理由が公にされることは、行政の透明性を向上させる法の目的にも資するものである」と記述された上で、「法の実際の運用においては、単に第5条各号の条文を引用し「…のおそれがある情報が記録されて（含まれて）いるため」などと記載される例や、文書不存在の理由として、単に不存在の旨が記載され、物理的に存在しないのか、「行政文書」の定義に該当しない等の、法の解釈適用上の不存在であるのかが判然としない例が見受けられ、必ずしも上記の趣旨を踏まえた運用が遵守されていない。」とされている。

このため、今般の改正において、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させ、手続の一層の適正化を図るため、一部開示決定又は不開示決定の通知を行う際の理由の記載について、①5条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあっては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び同条各号に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載すること、②開示請求に係る行政文書を保有していないことを当

該決定の根拠とする場合にあっては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由をできる限り具体的に記載することなどについて規定することにより、開示請求者に対する適切な理由の提示がなされるようにしようとするものである（9条3項）。

3-2. 開示決定等の期限についての改正点及び改正理由如何。

現行法は、行政機関の長が開示決定等を行うべき原則的期限を、開示請求があった日から30日以内としているが、より迅速に開示決定等が行われるようにするため、これを、開示請求があった日から行政機関の休日を除き14日以内とすることとしている（10条1項）。

行政機関の休日を除くこととしたのは、「開示請求があった日から14日」の期間に、行政機関の休日、特に国民の祝日又は年末年始の休日が含まれる場合には、行政機関における開示請求に係る事務処理期間が著しく短くなる場合があることから、開示決定等の期限は短縮しつつも、行政機関における所要の事務処理期間を確保したものである。

なお、当該期間での処理が困難である場合の措置として、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができることとし（10条2項）、また、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、当該延長期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしており（11条1項）、これらの点は改正後も同様である。

3-3. みなし規定の趣旨及び内容如何。

行政機関の長が、

- ① 10条1項の開示決定等の期限内に開示決定等をしない場合、
- ② 10条2項の規定により延長された期間内に開示決定等をしない場合、
- ③ 11条1項の開示決定等の期限の特例を適用した場合で、通知した同項第2号の期間内に開示決定等をしない場合、
- ④ ③の通知した期間が政令で定める一定の期間より長い場合で、当該一定の期間内に開示決定等をしない場合

には、開示請求者は、行政機関の長が開示決定をしなかったものとみなすことができることとするものである（10条4項、11条4項）。

これにより、開示請求者は、期限（期間）を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限（期間）を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これ

について不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。

なお、みなし規定による不開示決定について取消訴訟が提起された後、行政機関の長が当該行政文書の全部又は一部を開示した場合には、当該開示した部分については、原告の訴えの利益が消滅することになると考えられる。

一方で、開示請求者においては、期限（期間）を超過したからといって直ちに不開示決定があったものとみなして不服申立て又は提訴を行うことはせず、行政機関における当該開示請求に係る事務の処理状況を踏まえ、行政機関の長が開示決定等を行うのを待つか、あるいは、不開示決定があったものとみなすかを判断する場合もあると考えられる。このため、行政機関の長は、上記期限（期間）内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該事務処理状況及び不開示決定があったものとみなすことができる旨を通知しなければならないこととしている（10条3項、11条3項）。

3-4. 大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合の見込額の予納手続を導入する理由及び具体的な手続の内容如何。

今般の改正において、行政における「無駄の徹底した削減」の観点から、大量請求として開示決定等期限の特例を適用した場合に、行政機関が開示決定等を行う前に一定の見込額を予納させる仕組みを設け、開示請求者が開示の実施を受ける意思があるかどうかをあらかじめ確認して、当該開示請求者に開示の実施を受ける意思がないにもかかわらず事務処理を開始し「無駄」な行政コストを投入してしまうことを回避することとしている。

具体的な手続としては、11条1項の特例が適用された場合に、開示請求者は、「相当の部分」に係る開示決定等通知があった日から30日以内に、「残りの行政文書」の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（＝見込額）を予納しなければならないこととしている（16条5項）。

この見込額については、行政機関の長が、「相当の部分」に係る開示決定等通知においてあわせて通知することとしている（11条2項）。

開示請求者が、正当な理由なく、「相当の部分」に係る開示決定等通知があった日から30日以内に見込額を予納しない場合には、所要の開示請求手数料を納付しない場合と同様に、必要とされる形式的要件が不備であるとして、「残りの行政文書」については不開示決定をすることとなる。

予納した見込額に過不足があった場合は、その後、「残りの行政文書」について開示の実施の申出をする際に精算する。すなわち、予納した見込額が要納付額（最終的な開示実施手数料の額）に足りない場合には、その不足額を納めなければならないこととし（16条6項）、また、要納付額を超える場合には、その超える額を還付することとしている（16条7項）。

4 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入等

4-1. 内閣総理大臣による同意・措置要求制度の趣旨、内容如何。

情報公開法においては、行政機関の長が不服申立てを受けた場合、当事者である行政機関の長の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味するため、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けて、行政機関の長が裁決又は決定を行うこととされている。しかしながら、行政機関の長の裁決・決定が、審査会答申と異なる事例が存在している。

また、法7条においては、不開示情報であっても、公益上の必要性により開示することができる旨が規定されているが、平成21年度までに法7条の適用事例は22件にとどまっており、「国民の知る権利」の観点からも、特に公益上の必要性が認められる場合の開示の要請に十分に応える必要性が高まっている。

そこで、政府全体として開示請求権制度の統一的運用を担保する観点から、審査会制度を一層活用しつつ、審査会答申と行政機関の長の判断の整合性を図るとともに、法7条に規定する公益上の理由による裁量的開示をより充実させるため、21条1項において、行政機関の長が不服申立てに対し全部不開示又は一部不開示の裁決・決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとするものである。

また、以上のような本制度の趣旨を明確にするとともに、その実効性を担保するため、21条2項において同意をすることが適切でないとするときの内閣総理大臣による措置要求、同条3項において行政機関の長の措置について定めているものである。

4-2. 内閣総理大臣の勧告制度の趣旨、内容如何。

今般の改正において、内閣総理大臣は、行政機関の保有する情報の公開に関する事務を担う立場になる。日常の情報公開制度の運用については、本法の規定するところにより、各行政機関の長により適切に行われるべきものであるが、それぞれの制度運用の実態を把握し、改善すべき事項については、政府全体として適正な情報公開制度を実現するための措置を法律上位置づける必要がある。

このため、改正法案では、毎年度、本法の施行状況を内閣総理大臣へ報告することとしている(27条)。そして、こうした報告等により把握した実態について、改善等の必要があると内閣総理大臣が認める場合に、各行政機関の長に対し改善を促す措置として、勧告をすることができるとする制度を設けようとするものである(28条)。

5 事後救済制度の強化

5-1. 審査会への諮問までの期間が90日を超えた場合の内閣総理大臣への報告について定める理由及び具体的な内容如何。

現行法は、開示決定等について不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことを定め、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）において、当該諮問の迅速化に関する取扱方針（改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内、その他の事案についても特段の事情がない限り90日以内）を定めている。

不服申立て事案については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るとの観点から、その処理を迅速に進める必要があるが、上記申合せにおける諮問期限を超過する事案がなお存在することから、申合せにおける取扱方針の拘束性を高めるため、今回の改正において、不服申立てから諮問までの期間が90日を超えた場合の当該諮問までの期間及び超過した理由の内閣総理大臣への報告義務を規定することとしている（18条2項）。

なお、諮問までの期間については、上記申合せにもあるとおり、行政機関が補正を命じた場合（審査請求について行政不服審査法21条、異議申立てについて同法48条）にあつては、当該補正に要した期間は算入しない。

上記報告は、本法の施行状況報告（27条1項）の中で行うこととしており、内閣総理大臣は、毎年度、当該諮問までの期間等も含め各行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表することとなるが、特に当該諮問までの期間等の報告については、諮問ごと、すなわち全体の概要ではなく個々の事案ごとの状況を公表することとなる（27条2項）。

なお、上記申合せにある「諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにする」ことについては、今回の改正後も、引き続き各行政機関の申合せ等によってその徹底を図っていくことを想定している。

5-2. 情報公開訴訟を原告の所在地の地方裁判所にも提起できるようにする理由如何。

国民が行政機関の不開示決定等について訴訟を提起する場合、行政事件訴訟法に基づき、被告である行政機関の所在する地方裁判所のほか、原告の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（全国8か所）に提起することとなるが、例えば沖縄県に住んでいる者が情報公開訴訟を提起する場合、福岡地方裁判所に訴訟を

提起しなければならないなど、その居住地により訴訟の提起に係る負担が大きく異なっているのが現状である。

しかるに、開示請求権は全ての国民が等しく行使することができるものであることにかんがみれば、国民の居住地により情報公開訴訟の提起に係る負担が大きく異なることは適切ではなく、不開示決定等の是非を争うための訴訟の提起に係る国民の負担は最小限にとどめるべきである。

このため、情報公開制度を一層充実した内容にするという今般の改正の趣旨にかんがみ、情報公開訴訟については、行政事件訴訟法の特例として、全国50か所にある原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができることとするものである(22条1項)。

5-3. 情報公開訴訟にヴォーン・インデックス手続を導入する趣旨、内容如何。

今般の改正において、情報公開訴訟における釈明処分として、いわゆるヴォーン・インデックス手続を導入することとしている。釈明処分とは、裁判所が審理の対象となる事案の事実や争点を明らかにするために当事者等に一定の行為を求める制度であるが(民事訴訟法151条、行政事件訴訟法23条の2)、情報公開訴訟においては、不開示情報が複雑に絡み合うなどして争点が多岐にわたるケースも多く、事案に関する適切な争点整理を行う必要性が高い。

このため、情報公開訴訟においては、通常の釈明処分の特例として、裁判所が必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、9条3項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料(いわゆるヴォーン・インデックス)を作成・提出するよう求める処分をすることができる制度を導入することとしている(23条)。

このようなヴォーン・インデックスを裁判所及び当事者間で共有することにより、被告の主張が整理され、原告も的確な反論が可能になるなど、争点整理の手段として重要な役割を担わせようとしているものである。

5-4. 情報公開訴訟にインカメラ審理を導入する趣旨、内容如何。

情報公開訴訟において、その裁判の適正性を一層確保するため、裁判所が実際の文書を見分して不開示決定等の適法性を判断する意義は大きいことから、今般の改正において、情報公開訴訟における口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ手続として、新たにいわゆるインカメラ審理を導入することとしている。

具体的には、情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況等を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち合わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を

目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができることとしている(24条1項)。また、裁判所がインカメラ審理を行う旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出・提示しなければならないとするとともに、この場合においては、何人も提出・提示された行政文書の開示を求めることができないとしている(24条2項)。

6 その他

6-1. 情報提供に関する改正点及び改正理由如何。

国民からの開示請求を待つことなく、行政機関が積極的かつ自発的にその保有する情報を提供することは重要であり、このことは国民の利便性向上等にも資する。このため、現行の情報提供施策の充実に努める旨の規定に加え、今般の改正において、具体的な情報提供項目(①組織及び業務に関する基礎的な情報、②所掌に係る制度に関する基礎的な情報、③所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報、④組織及び業務並びに所掌に係る制度についての評価並びに所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報、⑤所管する独立行政法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報)を明記することとしている(25条1項)。

また、行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとしている(25条2項)。

6-2. 政府周辺法人に係る改正内容如何。

「行政透明化検討チームとりまとめ」では、独立行政法人等情報公開法の対象法人の拡大の検討とともに、行政機関情報公開法に情報提供制度を設け、当該制度のもとで政府周辺法人の情報を国民に提供することとされていた。

そこで、新設する行政機関による情報提供制度により提供される情報に、いわゆる政府周辺法人に係る基礎的な情報を含めることで、開示請求による場合に比してより簡易な形で国民がこうした情報を入手できるよう措置するものである。

なお、その対象となる法人としては、以下の法人を規定している(25条1項5号)。

- ・ 独立行政法人その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
- ・ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

- ・ 上記に類するものとして政令で定める法人

なお、独立行政法人等情報公開法の対象法人の拡大の検討については、現在、独立行政法人や政府関連公益法人の見直しが進められているところであることから、これらの見直しの結果を踏まえて検討することとする。

平成22年8月24日

行政透明化検討チームとりまとめ

行政透明化検討チームは、行政の透明性のあり方を検討し、国の情報公開制度のあり方について抜本的な見直しを図るため、6回の会合及びワーキング・グループを開催し、議論を行った。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼性を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要であるとの考え方にに基づき、オープンガバメントの実現に向けて、さらなる情報の公開が国民に保障される制度が導入されるよう、以下のとおりとりまとめる。

(注) この書面における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条）

法律の目的において、「説明責務」の視点を維持しつつ、「国民の知る権利」の保障の観点を明示する。

加えて、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法が、行政の透明性を向上させ、行政に対する国民の監視と参加に資するものである趣旨を盛り込む。

国民が行政文書及び法人文書の開示を請求する権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であることにかんがみ、当該権利が憲法上の権利である「国民の知る権利」を具体化するものであることを、法目的に明示する。なお、現行法上、目的規定に記載されている政府の「説明責務」の観点は、これを維持する。

また、政府に対する、主権者たる国民による民主的支配は、行政上の意思決定の内容と過程が国民にとって明らかであること、すなわち行政運営の透明性が確保されることによって得られるものであり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法は、かかる行政運営の透明性を向上させるうえで、極めて重要な制度である。国民は、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を通じて行政運営過程を監視し、民主政治の過程を通じてこれに参加することができるのである。

そこで、このような情報公開法の意義を明らかにするため、行政機関情報公開法

及び独立行政法人等情報公開法が行政の透明性を向上させ、行政に対する国民の監視と参加に資する制度である趣旨を目的規定に盛り込む。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにする。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名を、また、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等についても、各会議の性質等に応じ、公務員等の氏名に準じて、それぞれ原則として開示する。

なお、政府は、同規定をいわゆるプライバシー型に変更することの可否について、引き続き検討することとする。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、適切な司法審査を可能とするため、例えば、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」とあるのを、「十分な理由」に厳格化する、などの改正を行う。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、「不当に国

民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」を不開示情報とする旨の文言を削除する。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第1号ハは、公務員等に関する一定の情報につき、その「職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のみを開示対象としており、公務員等の氏名や、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等は、法文上明確には開示対象とされていない。

そこで、標記のと通りの改正を行い、公務員等の氏名や、行政運営上の懇談会等における発言者等の氏名等についても、原則として公開されることを法定し、十分な情報開示がなされるようにする。

なお、情報開示をより充実させる観点からは、そもそも行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第1号が採用している、個人が識別される情報を不開示とする方法（個人識別型）を改め、いわゆるプライバシー型を採用するべきとの意見もある。

そこで、今回の改正に当たっては、標記のような改正を行うにとどめつつ、プライバシー型については、消費者委員会個人情報保護専門調査会等の政府機関において、改正後の法施行状況、及び関連する法令の改正等の状況を考慮のうえ、検討することとする。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第5条第2号ロは、行政機関や独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが合理的であると認められるもの（以下、「任意提供情報」という。）を不開示とすることとしている。

しかし、公にしないとの条件に合理性が認められる情報は、それを公にすることにより当該法人等の「正当な利益を害するおそれ」（同法第5条第2号イ）があるものとして、あるいは当該情報を収集した国の機関等の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（行政機関情報公開法第5条第6号、独立行政法人等情報公開法第5条第4号）があるものとして、不開示情報に該当するものと解されている。

にもかかわらず、任意提供情報を不開示とする規定を存置することは、公にしないとの条件で任意に提供された情報が広く不開示とされるかのような誤解を招き、行政機関の長・独立行政法人等（以下、両者を合わせて「行政機関等」という。）による安易な不開示の判断を助長するおそれがある。

そこで、安易な不開示の判断を抑制し、行政機関等による情報開示を一層促進するために、任意提供情報を不開示とする規定を削除するべきである。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

行政機関情報公開法第5条第3号及び第4号は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等があると「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすることとしている。このため、これらの規定により不開示とされた決定を訴訟で争う場合、これら「おそれ」の有無を直接の審理対象とすることができず、裁判所による事後審査が過度に抑制され、あるいは開示請求者側に過重な立証上の負担が課される場合がある。

そこで、司法による適切な事後審査を可能とするため、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、例えば、それらの「おそれがある情報」と改める、あるいは「相当の理由」を厳格化し、「十分な理由」に改めるなどの改正を行う。

なお、当該改正は、抽象的かつ規範的要件である「国の安全が害されるおそれ」や「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」等の解釈適用において、これまで情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）においても行われてきたように、行政機関の高度の政策的判断や専門的技術的判断を尊重した審理が、裁判所によってなされることを排除する趣旨ではないことを確認しておく。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

行政機関情報公開法第5条第5号、及び独立行政法人等情報公開法第5条第3号は、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、

公にすることにより「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」のあるものを不開示とすることとしている。

しかし、当該規定は、表現として極めて曖昧な規定であり、行政機関等による恣意的な解釈を生じさせる余地があるとの指摘がなされている。

他方で、公にすることにより、国民の間に重大な混乱を生じさせるおそれがある情報は、国の機関等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号、独立行政法人等情報公開法第5条第4号）にも該当することから、標記の改正を行っても、特段の支障は生じない。

そこで、標記のとおり改正を行うべきである。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第6条第1項は、開示請求に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、不開示情報が記録されている部分を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関等に部分開示を義務付け、さらに、当該部分を除いた部分に「有意の情報」が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務が生じないこととしている。

そして、当該規定の解釈として、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、それが「一体としての（より包括的な）情報の部分」を構成しており、当該一体としての情報には不開示情報が含まれていることを理由に、当該一体としての情報全体の開示義務を否定するという解釈論（いわゆる「情報単位論」（独立一体説））が主張されることがある。

しかし、国民の知る権利を保障する法の目的に従えば、不開示情報の範囲は可能な限り限定されるべきであり、情報単位論はこのような法目的に反するものである。

そこで、当該規定を標記のとおり改正することにより、行政文書・法人文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正を行う。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正等を行う。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなければならない。

2 内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長は、開示決定等に対する不服申立てがあった場合において、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した事案について、情報公開・個人情報保護審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議して、その同意を得なければならない。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、行政機関情報公開法第7条に定める裁量的開示その他の必要な措置をとるよう求めることができる。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日をいう。以下同じ。）を除き14日以内にしなければならない。

4 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）及び開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

- (1) 開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等を行わないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書・法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができる。
- (2) 開示決定等の期限の特例が適用された場合において、行政機関の長・独立行政法人等が、開示請求に係る行政文書・法人文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から一定の期限を経過したときも、(1)と同様とする。

5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

- (1) 開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。
- (2) (1)の開示請求手数料及び開示実施手数料の廃止・引下げを実施すること

に伴い、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。

1 不開示決定の通知内容(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》)

不開示決定の理由の提示が求められる理由は、不開示理由の有無について行政機関等の慎重さと公正妥当性を担保して、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあるとされる。さらに、決定の理由が公にされることは、行政の透明性を向上させる行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の目的にも資するものである。

しかし、法の実際の運用においては、単に行政機関情報公開法(独立行政法人等情報公開法)第5条各号の条文を引用し「…のおそれがある情報が記録されて(含まれて)いるため」などと記載される例や、文書不存在の理由として、単に不存在の旨が記載され、物理的に存在しないのか、「行政文書」や「法人文書」の定義に該当しない等の、法の解釈適用上の不存在であるのかが判然としない例が見受けられ、必ずしも上記の趣旨を踏まえた運用が遵守されていない。

そこで、標記のとおり改正を行うことにより、上記の趣旨を踏まえた、適切な運用が行われるようにする。

2 内閣総理大臣による措置要求(行政機関情報公開法関係《新設》)

行政機関情報公開法第7条に定める公益上の理由による裁量的開示がほとんど機能していない一方で、政府全体の判断として、従前は不開示であった情報を国民に開示することが期待される局面は増えている。

そこで、内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえ、内閣府の長たる内閣総理大臣が、不開示決定に対する同意権を背景に、行政機関の長に対して行政機関情報公開法第7条に定める公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置をとるよう求めることができることとする。

なお、内閣総理大臣との協議・同意は、制度の安定的運用を確保する観点から、開示決定等に対する不服申立てを受けた行政機関の長が、審査会の答申後、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない旨の裁決又は決定をしようとするときに必要とすることとする。

3 開示決定等の期限(行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係)

現行法上、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければなら

ないものとされているが、より迅速な開示決定を行わせるため、標記のとおり、行政機関の休日を除き14日以内にしなければならないものと改正する。

4 みなし規定（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）及び開示決定等の期限の特例（行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係）

行政機関情報公開法（独立行政法人等情報公開法）第10条第1項及び同第2項の定める開示決定期限及び同法第11条第2号に定める期限が遵守されない場合に、開示請求者において不開示決定があったものとみなして、不服申立てや訴訟提起により、開示義務の有無を明らかにする手段を確保するため、上記4（1）に記載する内容の条項を新設する。この場合、開示請求者がみなし不開示を選択した時点が起算点となって、不服申立期間や出訴期間が進行することとなる。

また、開示期限の特例規定には明確な期限が設けられていないことから、当該特例規定が適用される場合にも、手続の迅速性を確保する何らかの手立てが必要である。もっとも、開示請求者が、長期間を要してでも、行政機関等側においてすべての文書について適正に開示不開示の判断をして欲しいと望む場合もあると考えられ、特例延長の最終期限を一律に法定化することは適当ではない。そこで、上記4（2）のとおり、開示決定等の期限の特例が適用されたときは、行政機関等が、開示請求に係る文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から一定の期限を経過したときは、開示請求者において不開示決定があったものとみなすことができることとする。この場合、行政機関等から開示請求者に対して事務進捗状況が通知され、開示請求者によるみなし不開示の適用を判断する材料が提供される。当該一定の期限は、手続の迅速化を図る本改正の趣旨、及び近年における行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の運用実態を踏まえて定めることとする。

なお、現行法の運用上、当該特例規定の適用要件である「開示請求に係る行政文書が著しく大量」か否かにつき、解釈上、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される」とされており、行政機関等においては、大量開示請求に対応する体制の整備をすることなく、事務体制や繁忙等をも理由として当該特例規定を適用することまで正当化されている。そこで、当該特例規定の解釈上、「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、「一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによる」ものとして、限定する。

5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）

開示請求に係る経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、

開示請求に係る手数料を原則として廃止し、開示の実施に係る手数料を引き下げる。実施手数料の引下げは、「実費の範囲内」とされる行政機関情報公開法第16条第2項及び独立行政法人等情報公開法第17条第2項の趣旨（法制定時の衆議院内閣委員会と参議院総務委員会の附帯決議参照）を踏まえて、再検討を行うべきである。特に、この場合には、市中のコピー料金の低額化や行政文書の電子化に即応する必要がある。後者は、電子情報の閲覧謄写にあたり、画像の1頁ごとのコスト計算をしないということを含む。また、開示の実施に係る手数料について、現行の経済的困難による減免の他に、学術的利用、報道機関の代表による利用、非商業目的の調査研究、及びこれらに準ずる場合にもその適用を拡大する。

他方で、近年増加している商業的開示請求に対応する観点や、開示請求に対応する業務・コストが全国民の負担に帰結するものであることから、行政機関等における無駄な業務・コストを防止する観点も重要である。

そこで、開示請求手数料の廃止に対する例外として、商業的開示請求に対しては、探索・審査等のコストを含めた開示請求に係る手数料を徴収することとする。

また、開示実施手数料の徴収に関して、開示決定された開示請求者が一定の期間までに開示の実施方法等を申し出る書面を提出しない場合に、開示に係る実施手数料を徴収するとともに、大量請求として特例延長規定を適用する場合に、一定の実施手数料を予納することとする。第6による情報提供の拡充もまた、業務・コストの削減に資するものである。

なお、開示請求手数料及び開示実施手数料の廃止・引下げを実施することに伴い適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を法に明記し、手数料の廃止・引下げを実施した結果、濫用的な開示請求が生じるときには、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を所管する府省において、他の省庁と協議し、ガイドラインを作成し、適正な運用を進めることにより対処することとする。

第4 審査会への諮問等に関する改正（行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係）

開示決定等について不服申立てがあった日から、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問がなされるまでの一定の期限を設け、当該期限を超過した事案については、諮問までに要した期間、その理由等について公表する等の措置を定める。

なお、政府は、情報公開・個人情報保護審査会を裁決機関とすることの可否につき、行政不服審査制度・行政事件訴訟制度を含む行政救済システムの全体像の見直しと同時に、引き続き検討する。

開示請求者の不服申立てを受けても行政機関等が諮問を遅らせるという事例が

多く存在することから、不服申立てがなされてから、審査会への諮問がなされるまでの期限を定め、当該期限を超過した事案については、諮問までに要した期間、その理由等について公表する等の措置を定める。当該期限等を定めるに当たっては、行政機関等における処理の実態等を踏まえつつ、不服申立ての迅速処理に関する拘束性を高めるため、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）の内容を踏まえることとする。

審査会を裁決機関とするか否かは、将来的に行政救済システムのあり方全般を考えるうえで引き続き検討すべき課題である。すなわち、審査会の裁決機関化に向けた検討を、行政不服審査制度・行政事件訴訟制度の本格的改正論と軌を一にするかたちで、政府として開始すべきである。検討にあたっては、審査会の審議をより有効なものとするため、審査会に文書不存等調査の実施調査権を付与する規定を設けること、審議の結果を活かす観点から、審査会に建議の権限を付与すること、さらに、審査会の答申が十分に尊重されるよう、答申の尊重義務を明文化し、審査会の判断に従わない場合には、十分な理由を付して、その旨を公表することの検討も含まれる。

なお、審査会の運用にあたっては、不服申立人の権利利益を十分に保護するため、不服申立人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を十分に与えることとする。

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実にを行うため、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続（下記2）を創設するとともに、いわゆる「インカメラ審理」（下記3）を導入する。制度の詳細については、法案立案過程において調整することとする。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにする。具体的には以下のとおり。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟（以下「情報公開訴訟」という。）は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。訴訟の移送の特例規定（行政機関情報公開法第21条、独立行政法人等情報公開法第21条）は、この場合にも適用される。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができる。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

- (1) 情報公開訴訟においては、申立てがあった場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、当事者（当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等を除く。）の同意を得た上で、決定により、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができる。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができない。
- (2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。
- (3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではない。
- (4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

1 訴訟の管轄（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政事件訴訟法第12条第4項は、「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」にも訴訟を提起できるものとしている。しかし、たとえば沖縄県在住者の場合など、当該条項による訴訟管轄の特例を適用してもなお、土地管轄に起因する、訴訟提起に関して国民に課される負担は依然として無視できないものとなっている。そこで、標記のとおり行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を改正し、情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができることとする。

なお、訴訟経済上の観点から、この場合においても訴訟の移送の特例の規定を適用することができることとする。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

訴訟遂行上の便宜、及び後述のインカメラ審理を行う場合の訴訟当事者の手続保障の観点から、開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成・提出を求める制度を情報公開訴訟手続に導入する。

ヴォーン・インデックスは、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、裁判所の選択により作成・提出を求めることができるほか、後述のインカメラ審理を行う場合には、裁判所は、その作成・提出を求めなければならない。なお、制度の詳細については、法案立案過程において調整することとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

訴訟の対象となる文書につき、不開示情報の記録の有無や、開示不開示の判断の適法性、部分開示の適法性、存否応答拒否の適法性、行政文書ないし法人文書該当性の有無等が争点となる場合、裁判所が、実際の文書を見分して審理を行うことは、公正な裁判を行う上で極めて重要である。

そこで、裁判所が、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命じ、裁判所のみがこれを見分できる手続である、いわゆるインカメラ審理の手続を、情報公開訴訟に導入する。

なお、インカメラ審理手続の詳細は、憲法82条との関係や、訴訟で用いられる証拠は当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるという民事訴訟の基本原則との関係を踏まえた、専門的かつ慎重な検討を要することから、法案立案過程において調整することとする。当該手続の導入に当たっては、検証等の証拠調べ手続として定めることが想定されるが、釈明処分としての検証や、事実行為としてなされる手続も検討対象となりうる。

第6 情報の提供に関する改正（行政機関情報公開法第25条、独立行政法人等情報公開法第22条関係）

開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、以下のとおり行政機関の長・独立行政法人等による情報提供制度を改正する。

(1) 行政機関情報公開法において、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政

活動の現状等に関する情報等を、情報提供の対象とする。

(2) 複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされたものは、情報提供の対象とする。

(3) 開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

開示請求による場合に比して、国民がより簡易に行政機関等の保有する情報に接触できる方法である情報提供制度を改正し、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等、及び複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされた文書を情報提供の対象とする。行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等については、その項目を法定し、内容の詳細は、適時的な改善を可能とするべく、政令事項とする。

また、開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

第7 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充する。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）

国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の観点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人の拡大を検討する。

また、情報の提供に関する施策（行政機関情報公開法第25条、独立行政法人

等情報公開法第22条)をより充実させ、法人の保有する情報等を記録した文書、
図画又は電磁的記録を取得し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提
供する。

1 国会関係

国民の知る権利を具体化する情報開示請求権は、行政機関との関係のみではなく、
国会との関係でも十分に保障されることが望まれる。そこで、衆参両院の事務局・
法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、
行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促すこととする。

2 裁判所関係

国民の知る権利を具体化する情報開示請求権は、行政機関との関係のみではなく、
裁判所との関係でも十分に保障されることが望まれる。そこで、最高裁判所事務総
局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公
開法と同等の開示制度導入の検討を促すこととする。

3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）

独立行政法人等情報公開法の対象となる「独立行政法人等」については、全ての
独立行政法人に加え、同法別表において、特殊法人、認可法人等、独立行政法人と
同等にその諸活動を国民に説明する責任を負担することがふさわしい法人を対象
に定めている。これを踏まえ、法人の設立法において、その理事長等を大臣等が任
命することとされているもの、又は法人に対し政府が出資や資産拠出をできること
とされているものの他、当該法人に対する委託業務や権限の内容等から独立行政法
人等と同等にその諸活動を国民に説明する責任を負担することがふさわしい政府
周辺法人（民営化された法人を含む）を含むように検討する。

独立行政法人等情報公開法第22条第1項による情報提供施策をさらに充実さ
せて、当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人
（独立行政法人等情報公開法第22条第1項第3号）その他上記の政府周辺法人に
についても、同種の情報をインターネットの利用等同種の方法により行うものとする。

特に、政府周辺法人については、法人の類型・属性が多種・多様であることを踏
まえ、きめ細やかな情報提供・情報公表制度を拡充すべきであり、行政機関情報公
開法の中に、政府周辺法人を所管する行政機関の長による情報公開制度を具体的に
位置付け、政令レベルで官庁側の情報提供項目を具体的に定める。

また、現在、省庁側バランスシートが作成・公表されているが、それでは十分に

説明されていない特別会計・政府周辺法人への資金の流れ等についても、国民にとって分かり易い処理をしたうえで、情報公開制度に位置付けた情報提供をすべきであるし、さらに、政策評価（「事業仕分け」等を含む）の実施・結果・フォローアップについても、情報公開法制に乗せるかたちで公表すべきである。

第8 行政機関情報公開法等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管する。

内閣府の行政組織法的位置付けを踏まえ、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法と密接に関連する公文書管理法とのより調和的な所管を行う観点より、また、内閣総理大臣による措置要求制度の導入を踏まえ、標記のとおり、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管する。

第9 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の2及び3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても利用できるよう検討する。

ヴォーン・インデックス、及びインカメラ審理手続の必要性は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟においても、同様に認められる。他方で、地方分権化の観点からは、地方公共団体の実情に配慮した制度の設計を行うことが重要である。そこで、ヴォーン・インデックス、及びインカメラ審理手続を情報公開条例に係る抗告訴訟に導入することを、慎重に検討する。

以上

行政透明化検討チーム 名簿

| | | |
|------|-----------------|--------|
| 座長 | 内閣府特命担当大臣（行政刷新） | 蓮舫 |
| 座長代理 | 弁護士 | 三宅 弘 |
| 事務局長 | 内閣府大臣政務官 | 泉 健太 |
| | 内閣総理大臣補佐官 | 逢坂 誠二 |
| | 総務大臣政務官 | 階 猛 |
| | 立教大学教授 | 渋谷 秀樹 |
| | 桜美林大学講師 | 中島 昭夫 |
| | 慶應義塾大学教授 | 橋本 博之 |
| | 筑波大学大学院教授 | 藤原 静雄 |
| | 日本大学教授 | 松村 雅生 |
| | 情報公開クリアリングハウス理事 | 三木 由希子 |

今後のスケジュールについて

- | | |
|-------|------------------|
| 1月19日 | 説明会 |
| 1月25日 | お問い合わせ期限 →御回答 |
| 2月上旬 | 法令協議 |
| 3月上旬 | 閣議決定予定 |

各府省等情報公開担当者 各位

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関する
お問い合わせについて

平素より大変お世話になっております。

本日は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関する説明会に足をお運びくださり、誠にありがとうございました。本日は、資料に基づいて説明と質疑応答等を行わせていただきましたが、法案について御不明な点等がございましたら、別添様式にご記入の上、1月25日(火)12:00までにメール(あて先:g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp(←これまでとアドレスが変わっておりますので御注意ください。))でお問い合わせください。

なお、説明会でお配りした資料はあくまで現時点でのものであることから、取扱いには十分御注意くださいますようお願いいたします。

【担当】

内閣官房情報公開法改正準備室

野澤、脇

Tel 6910-0201 (直通)

Fax 3504-1833

e-mail g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

別添

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関するお問い合わせ

府省等名：

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 |
|----|-------------|----------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |

行政の透明化に向けて

すべての決定の基礎は、情報にあります。政府が持つ情報を開放し、国民がその情報を共有して行政に参画する機会を持つことは、健全な民主主義の発展を支えるものであり、国民的目線で行政全般のあり方を見直す「行政刷新」の基本です。

私たちは、「事業仕分け」や各府省における「行政事業レビュー」など、政策の意思決定過程を透明化する“新たな動き”を進めています。意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。

外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。

行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとすることです。「行政は過ちを犯さない」という考えこそが、「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないのでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。

平成13年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、平成16年の「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、情報公開制度全般にわたる検討が行われました。しかし、残念ながら、情報公開法の改正には至りませんでした。

「行政透明化検討チーム」では、この法律をはじめとする関係法令が「国民の知る権利」を保障したものであることを確認し、かつ事後の救済手続の公正を担保するための見直しの方向性を示したいと思います。そして、さらなる情報の公開を国民に保障すべく、国民の皆さんからの意見を受け止めつつ、「真に開かれた行政」を実現していく所存です。

平成22年4月20日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
枝野 幸男

別添

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関するお問い合わせ

府省等名：警察庁

回答内容によっては再質問を行うことがあり得る旨を念のため申し添えます。

| 関連する改正法案の条文 | | お問い合わせ内容 |
|-------------|-------|---|
| 1 | 1条 | 「知る権利」の具体的な意味内容及び法令(条例を除く。)における規定例の有無について教示されたい。 |
| 2 | 5条1号ハ | 第1号ハの改正は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)及び同年7月25日付け総務省行政管理局情報公開推進室から当庁長官官房総務課宛ての事務連絡に記載されている従来を取扱いを変更するものではないと解してよろしいか。 |
| 3 | 5条1号ハ | 「権利利益を不当に害するおそれがある場合」とされているが、「不当に」という文言が必要なる理由について具体的に教示されたい。 |
| 4 | 5条1号ハ | 「当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれその他当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に関し、従来から、当庁において、文書作成時点において犯罪捜査、情報収集活動等に関わる部門に属していない者であったとしても、その後の人事異動によりそれらの業務を取り扱う部門に配置される可能性があること等を踏まえ、文書作成時点での所属部門いかんを問わず一律に一定以下の階級の警察官についてはその氏名が不開示情報に該当すると判断しているところであるが、今次改正はそのような取扱いの変更をまたすものではないと解してよろしいか。 |
| 5 | 5条1号二 | 当該規定の新設は、「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議資料)に記載されている従来を取扱いを変更するものではないと解してよろしいか。 |
| 6 | 5条1号二 | 「当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分」が第5条第5号に該当する場合は、同部分は同号に規定する不開示情報に該当すると解してよろしいか。 |
| 7 | 5条1号二 | 「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」には、当該個人やその家族等に危害が加えられるおそれがある場合が含まれると解してよろしいか。 |

お問い合わせ内容

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 |
|----|-------------|--|
| 8 | 5条3号、4号 | 「十分な理由」とあるが、改正法案による改正前の「相当な理由」との相違について具体的かつ詳細に教示されたい。また、本各号の改正により本各号の該当性判断における行政機関の長の裁量権がどの程度収縮するのかという点についても併せて教示されたい。 |
| 9 | 5条3号、4号 | 本各号を改正する理由として、Q&Aの2-4において「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる。」と指摘されているが、その具体例について網羅的に教示されたい。 |
| 10 | 5条3号、4号 | 本各号の改正は、情報公開訴訟における立証の方法や裁判所における訴訟物の存否に関する判断過程に変更をもたらすものでないと解してよろしいか。 |
| 11 | 6条 | 「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるとき」とは、いかなる場合をいうのか、具体的かつ詳細に教示されたい。また、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ」ないときとの異同を明らかにされたい。 |
| 12 | 6条 | 本改正により、不開示情報の該当性の有無は、いかなる単位(文節、単語、個別の文字等)ごとに判断することとなるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。また、仮に不開示情報に該当しないのは句読点のみであると判断される場合には、全ての文字にマスキングを施し、句読点のみを開示することとなるのか教示されたい。 |
| 13 | 6条 | 不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときにまで部分開示決定をしなければならぬとすると、開示請求者が望んでもいない無意味な「文書」群(ほとんどがマスキングされ文書と呼ぶに値しないもの)をその費用負担において大量に開示する事態ともなりかねないが、そのような「文書」は、あえてその開示を希望する者に対してのみ開示することとすれば足りるのではないか。部分開示決定に先立ち開示請求者の意向確認(無意味な「文書」でも開示を受けるか否かの確認)を行う仕組みを導入しないのか教示されたい。 |
| 14 | 9条3項 | 本項の規定を追加する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 15 | 9条3項 | 「不開示情報が記録されている部分ごと」とあるが、当該「部分」とはいかなる単位(文節等)を想定しているのか具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 16 | 9条3項 | 文書不存在を理由とする場合にはその作成・取得及び廃棄の有無に関する理由を記載するとあるが、現に存在しない文書について、それが過去に存在していた事実の有無その他の当該文書をめぐる過去の経緯を網羅的に調査することは事実上不可能であると思料されるどころ、運用面において、どの程度の調査を行い、どの程度の事項を理由付記することを想定しているのか具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 17 | 9条3項 | 「その他の行政文書の保有の有無に関する理由」とはいかなる事項を想定しているのか具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 18 | 10条3項、4項 | 本各項の規定を追加する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 19 | 11条 | 第2項から第4項までの規定を追加する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 20 | 11条3項 | 「政令で定める期間」としていかなる期間を定める予定であるか教示されたい。 |

お問い合わせ内容

| | 関連する改正法案の条文 | |
|----|-------------|--|
| 21 | 11条4項 | 膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる膨大な作業量を要するため特例延長をしたような場合において、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるかゆえに開示決定等に至っていないにすぎないのであるから、開示請求者の権利救済に何ら寄与しないと思われ、そのような場合に「みなす」権限を付与する目的及び開示請求者の享受する法的利益の具体的内容を教示されたい。 |
| 22 | 11条4項 | 膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる膨大な作業量を要するため特例延長をしたような場合において、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとして、開示請求者が当該権利を行使したとしても、不服申立てや訴訟への対応に人員が割かれる結果、開示請求に対する処分が遅れてしまい、結果的に見て開示請求者が不利益を被るのではないか。 |
| 23 | 12条の2第2項 | 本項を改正する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 24 | 14条2項 | 本項を改正する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。また、本改正により、開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなった者は、開示を受けようとする意思の有無にかかわらず、本項の規定による申出をする法的義務を負うこととなるのかどうか教示されたい。 |
| 25 | 16条 | 平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第3の5には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記載があるが、当該記述に対応するのは改正法案のどの部分であるか具体的に教示されたい。また、当該記述を踏まえ、濫用的な開示請求への対処方針に関する一般的な規定を盛り込む必要があると考えると、それを欠く理由についても併せて教示されたい。 |
| 26 | 16条 | 開示請求手数料の原則廃止は、現行制度における受益者負担の考え方を廃止するものであるか否か教示されたい。また、現行制度においては請求者の属性、請求目的等によって異なる対応をしないこととされているが、改正法案はこのような考え方を変更するものであるか教示されたい。その上で、前掲の2つの質問事項と関連させつつ、商業的請求のみ有料とする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。なお、当庁においては、商業的請求は少なく、かつ、そのいずれも請求に係る作業負担は重くない。 |
| 27 | 16条 | 真実は商業的請求であるにもかかわらず、開示請求手数料を免れるため、個人での請求を偽装して請求手続をする事態の蔓延が懸念されるが、その発生防止策があるのか教示されたい。 |
| 28 | 16条 | 真実は商業的請求であるにもかかわらず、開示請求手数料を免れるため、個人での請求を偽装して請求手続をしてきた疑いが強い場合、行政機関はいかに対応すべきこととなるのか教示されたい。 |
| 29 | 16条1項 | 本項においていかなる事項を定める予定であるのか具体的、網羅的かつ詳細に教示されたい。 |
| 30 | 16条1項 | 開示請求手数料を無料化しながら、情報公開請求に係る訴訟物の価額についてこれを低廉な価額とみなす旨の規定を置くなどして情報公開訴訟におけるコスト面のハードルを下げる措置を講じない理由について教示されたい。知る権利の保障を図るために開示請求に係る経済的負担を軽減するというのであれば、権利救済の面においても経済的負担を軽減しなければ、真の権利保障といえないのではないか。 |
| 31 | 16条2項 | 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。 |

| お問い合わせ内容 | |
|-------------|---|
| 関連する改正法案の条文 | |
| 32 | 16条2項 「政令で定める額」とあるが、いかなる額を政令で定める予定であるのか具体的に教示されたい。 |
| 33 | 16条5項 本項の規定を追加する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 34 | 16条5項 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的に教示されたい。 |
| 35 | 16条5項 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる額を政令で定める予定であるのか具体的に教示されたい。 |
| 36 | 16条5項 Q&Aの3-4において、開示請求者が正当な理由なく「相当の部分」に係る開示決定等通知があった日から30日以内に見込額を予納しない場合には、所要の開示請求手数料を納付しない場合と同様に、必要とされる形式的要件が不備であるとして、「残りの行政文書」については不開示決定をすることとなる旨記載されているが、当該処分は行政手続法第7条を根拠に行うものであるか教示されたい（「残りの行政文書」につき、補正を求めないで請求を却下できるという理解でよいか）。 |
| 37 | 16条6項 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的に教示されたい。 |
| 38 | 16条7項 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか、具体的な還付方法に触れつつ具体的に教示されたい。 |
| 39 | 16条8項 本項においていかなる事項を定める予定であるのか具体的に、網羅的かつ詳細に教示されたい。 |
| 40 | 16条8項 開示の申出をしない場合の納付手続については、条例における規定例として、開示の申出をしない者からの開示手数料の徴収を定めた東京都情報公開条例第17条第2項の規定があるものの、適用事例はなく、濫用的請求を抑制する効果があるのか疑問である。法律において開示の申出をしない者からの手数料の徴収に関する規定を設ける必要性について具体的に教示されたい。 |
| 41 | 18条2項 「90日を超えた場合」とは、不服申立てがあった日から90日以内に至るまでの資料を整えて諮問をすることができなかった場合を指すのか。90日以内に諮問書を提出する場合には、その時点で不足している添付資料を速やかに追完する予定であれば理由付記を要しないと解してよいのか教示されたい。 |
| 42 | 21条1項 本項の規定の趣旨について具体的に教示されたい。また、内閣総理大臣の同意制度を新設することは、情報公開・個人情報保護審査会の存在意義を著しく没却するものでないか教示されたい。 |
| 43 | 21条1項 内閣総理大臣に対する協議の具体的な手続について、協議をしてから同意を得るまでに要する標準的な期間としてどの程度の期間を見込んでいるのかという点も含め教示されたい。 |
| 44 | 21条1項 行政文書の不存在による不開示決定の場合には、対象となる行政文書がなく、第7条の裁量的開示を検討する余地がない以上、審査会答申の内容に沿った裁決又は決定をするならば、実質的にみて、内閣総理大臣が同意をする実益は何ら存在しないと思われるが、このような場合も協議の対象から除外されない理由について、具体的に教示されたい。 |

| お問い合わせ内容 | |
|----------|--|
| 45 | <p>関連する改正法案の条文</p> <p>21条1項</p> <p>開示請求に形式的不備がある場合には、対象文書の記載内容に立ち入ることなく不開示決定(却下)をする以上、通常、法第7条の裁量的開示の余地の有無については検討を要しないと思われ、開示請求の形式的不備による不開示決定に係る不服申立てがあった場合において、審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定をするならば、実質的にみて、内閣総理大臣が同意をする実益は何ら存在しないと思われ、このような場合も協議の対象から除外されていなければ、具体的な理由に基づいて、内閣総理大臣が同意する。内閣総理大臣は、開示請求に形式的不備がある場合にまで対象文書の記載内容に立ち入って法第7条の裁量的開示をする余地の有無を判断するのか。</p> |
| 46 | <p>21条1項</p> <p>行政機関の長が不開示決定を行い、情報公開・個人情報保護審査会において妥当な答申が出された場合についても内閣総理大臣が法第7条の裁量的開示をするよう諮問片に要求することが想定されているが、万が一、そのような開示により第三者が損害を被るなどの問題が発生した場合には、開示決定をした行政機関の長が当該決定について責任を負うのか、あるいは措置要求をした内閣総理大臣が責任を負うのか教示されたい。</p> |
| 47 | <p>21条1項</p> <p>法文上、内閣総理大臣が同意をすることとされているが、この同意を実際に専断する者の職名を教示されたい。</p> |
| 48 | <p>21条1項</p> <p>内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に際し、諮問をした行政機関の長に対して不服申立てに係る行政文書の提出ないし提示を求めめる権限を有するの可否か教示されたい。仮に有するのであれば、その法令上の根拠についても併せて教示されたい。仮に有しないのであれば、どのような基準により同意・不同意に係る判断をするのかについても教示されたい。</p> |
| 49 | <p>21条1項</p> <p>諮問片が情報公開・個人情報保護審査会に対して情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第2項に規定する資料を作成した案件について、内閣総理大臣が同意・不同意の判断を行う際、内閣総理大臣は、諮問をした行政機関の長に対して同項に規定する資料の提出を求めめる権限を有するの可否か教示されたい。仮に有するのであれば、その法令上の根拠についても併せて教示されたい。</p> |
| 50 | <p>21条2項</p> <p>本項の同意は「個人情報保護審査会の答申の内容及び第7条の規定の趣旨に照らして」行われることとされているが、当該判断を行うに当たっては、行政機関の長の専門的技術的な判断について十分に吟味する機会が確保されるものと理解してよろしいか。また、そうであれば、その旨条文上明らかにすべきと考えるか。いかがか。</p> |
| 51 | <p>21条2項</p> <p>「その他の必要な措置」として想定されるものを、具体的、網羅的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 52 | <p>22条1項</p> <p>地方裁判所の本庁のほか支部にも「特定地方裁判所」として情報公開訴訟を提起することができるかと解してよいか教示されたい。</p> |
| 53 | <p>22条2項</p> <p>「同種若しくは類似の行政文書」とあるが、これに該当するか否かの判断基準について教示されたい。</p> |
| 54 | <p>22条2項</p> <p>「その他の事情」に該当する事情について、具体的かつ網羅的に教示されたい。</p> |
| 55 | <p>23条</p> <p>裁判所によるヴァーノンインデックスの提出要求は、釈明権行使の一環として別段の定めがなくとも行い得ると解されるところ、これを明文化する理由につき、具体的かつ詳細に教示されたい。また、情報公開・個人情報保護審査会での審査に關しては、ヴァーノンインデックスに關する明文の規定があるものの、ほとんど活用されていない実態とのことであるが、それにもかかわらず情報公開訴訟においてヴァーノンインデックスの制度を導入する必要性について説明されたい。</p> |

| お問い合わせ内容 | |
|----------|--|
| 56 | <p>関連する改正法案の条文</p> <p>「その他の必要と認める事項」に該当するものについて、具体的かつ網羅的に教示されたい。</p> |
| 57 | <p>「裁判所の指定する方法により」とあるが、これは最高裁判所規則により定められるのか、あるいは事件ごとに裁判所が個別に定めるのか教示されたい。また、想定される指定事項についても可能な限り詳細に教示されたい。</p> |
| 58 | <p>ヴァーンインデックスの提出要求を被告ではなく当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対してなし得ることとした理由について具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 59 | <p>本条に規定する処分先立ち裁判所の求意見がなされるかどうか(なされる場合は根拠法令も含め)教示されたい。</p> |
| 60 | <p>仮にヴァーンインデックスの制度が導入されたとして、行政機関の長が本条の規定に基づき作成した資料は、裁判所に提出するほか、写し又は副本を原告にも交付することとなるのか否か教示されたい。</p> |
| 61 | <p>仮にヴァーンインデックスの制度が導入されたとして、グロームー拒否に係る情報公開訴訟において裁判所が本条の決定をした場合において、真実は対象文書が存在しなかったときは、被告ないし対象文書を保有するとされた行政機関の長はその旨を裁判所に明かさざるを得ないと思われるが、その場合でも対象文書不存在の事実が訴訟手続を通じて原告に露見することは絶対ないと思われないか。</p> |
| 62 | <p>ヴァーンインデックスの提出を求める処分に対する即時抗告に関する規定が設けられていない理由について具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 63 | <p>インカメラ審理手続は憲法82条に反しないか教示されたい。殊に、知る権利を具体化した権利である開示請求権を訴訟物とする情報公開訴訟において、証拠調べを公開の法廷で行わないことは、基本的人権が問題となっている事件については常に裁判を公開しなければならぬとする同条ただし書に反しないか教示されたい。</p> |
| 64 | <p>仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、地方裁判所の民事部において執務する者(裁判官、書記官及び事務官)及び司法修習生のうち誰が弁論期日外証拠調べの客体たる行政文書を見分することができるのか教示されたい。</p> |
| 65 | <p>仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、弁論期日外証拠調べの客体たる行政文書を見分することができる者は当該文書の写しを作成したり写真撮影したり筆写したりすることができるか否か教示されたい。</p> |
| 66 | <p>仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、弁論期日外証拠調べが行われた場合、その結果を記載した調書にはいかなる事項が記載されるのか教示されたい。</p> |
| 67 | <p>仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、グロームー拒否に係る情報公開訴訟において弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされた場合において、真実は対象文書が存在しなかったときは、弁論期日外証拠調べを行うことは物理的に不可能であり、被告は対象文書不存在の事実を裁判所に明かさざるを得ないと思われないか、その場合でも対象文書不存在の事実が訴訟手続を通じて原告に露見することは絶対ないと思われないか。対象文書不存在の事実が訴訟記録上どのように取り扱われるのか具体的かつ詳細に教示されたい(もし調書が作成されなければ、そのことだけで対象文書不存在の事実を原告に悟られることになると思われるが、いかがか)。</p> |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 |
|----|-------------|---|
| 68 | 24条 | 弁論期日外証拠調べを行う旨の決定は証拠決定の一種であると思料するが、当該決定に先立ち裁判所の求意見がなされるかどうか(なされる場合は根拠法令も含め)教示されたい。 |
| 69 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、情報公開訴訟の全ての審級においてインカメラ審理が行われ得ることとなるのか教示されたい。 |
| 70 | 24条 | 裁判官の守秘義務は官吏職務紀律に規定されており、裁判官が同義務に違反して秘密を漏えいした場合には、職務上の義務違反として弾劾事由ないし懲戒事由に該当し得るとのことであるが、懲戒として科せられ得る制裁は戒告又は1万円以下の過料にとどまると解してよろしいか。 |
| 71 | 24条 | 弁論期日外証拠調べをすることとされた行政文書を被告が裁判所に提出しないし提示しない場合の効果について規定されていない理由を具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 72 | 24条 | 弁論期日外証拠調べをすることとされた行政文書を被告が裁判所に提出しないし提示しなくとも、その他の証拠や主張により当該文書に第5条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることを被告が立証したときは、請求原因に対する抗弁(不開示情報の抗弁)が認容され得ると解してよろしいか。 |
| 73 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、裁判所に提出しないし提示された行政文書につき、民事訴訟規則第141条(文書提出命令の申立てに係る提示命令の対象文書の一時保管に関する規定)と同様の規定が最高裁判所規則において定められることとなるのかどうか教示されたい。 |
| 74 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、機密情報が記録された行政文書につき提示命令がなされた場合、当該行政文書は当該手続を通じてどのように取り扱われるのか。裁判所において、当該機密情報が漏えいしないような措置がとられるのか具体的かつ網羅的に教示されたい。 |
| 75 | 24条 | 弁論期日外証拠調べに対象文書を保有する行政機関の長が立ち会う権利を認めない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 76 | 24条 | 弁論期日外証拠調べを行う旨の決定に対する即時抗告に関する規定が設けられていない理由について具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 77 | 24条1項 | 「その他の事情」に該当する事情について、具体的かつ網羅的に教示されたい。 |
| 78 | 24条2項 | 「提出」及び「提示」の意義についてそれぞれ具体的かつ詳細に教示されたい。仮に両者の相違点が所持の移転の有無にあるとするとすれば、提出まで求めることができることとする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 79 | 24条2項 | 「提出」及び「提示」の選択権の帰属について教示されたい。 |
| 80 | 24条2項 | 本年1月11日に受領した新旧対照表案においては、文書の提出・提示義務者は「当該文書を保有する行政機関の長」とされていたところ、これを「被告」に変更した理由について教示されたい。 |
| 81 | 24条2項 | 提出又は提示された文書を見ることができず裁判官は、受訴裁判所を構成する裁判官のみであり、同一の地方裁判所に配属されている裁判官でも受訴裁判所を構成しないものは、提出又は提示された文書を見ることができないと解してよろしいか。 |

| お問い合せ内容 | |
|---------|---|
| 82 | <p>関連する改正法案の条文</p> <p>24条3項</p> <p>「相当と認めるとき」の意義について具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 83 | <p>24条3項</p> <p>「弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為」に該当するものについて、対象文書を保有する行政機関の職員が不開示情報の該当性について口頭や文書により説明する行為が含まれるか否かにも言及しつつ、具体的、網羅的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 84 | <p>24条3項</p> <p>弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる者を対象文書を保有する行政機関の長ではなく被告とする理由について具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 85 | <p>24条3項</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会におけるインカメラ審理に際しては、情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条の規定による意見陳述及び同法第11条の規定による資料提出を行うことができるが、同様の規定を設けていない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 86 | <p>24条4項</p> <p>「必要があると認めるとき」の意義について、具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 87 | <p>25条1項各号列記以外の部分</p> <p>「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 88 | <p>25条1項各号列記以外の部分</p> <p>「政令で定めるもの」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 89 | <p>25条1項各号列記以外の部分</p> <p>「国民に分かりやすい形で」の意義につき、具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 90 | <p>25条1項各号列記以外の部分</p> <p>「国民が利用しやすい方法」の具体例を教示されたい。</p> |
| 91 | <p>25条1項1号</p> <p>「組織及び業務に関する基礎的な情報」とあるが、いかなる情報が基礎的とされるのか明らかになされたい。</p> |
| 92 | <p>25条1項2号</p> <p>「所掌に係る制度に関する基礎的な情報」とあるが、いかなる情報が基礎的とされるのか明らかになされたい。</p> |
| 93 | <p>25条1項4号</p> <p>「当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価…」に関する情報とあるが、いかなる情報がこれに当たるのか、詳細かつ網羅的に教示されたい。</p> |
| 94 | <p>25条1項5号イ</p> <p>「政令で定めるもの」とあるが、いかなる法人を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 95 | <p>25条1項5号ロ</p> <p>「政令で定めるもの」とあるが、いかなる法人を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 96 | <p>25条1項5号ハ</p> <p>「政令で定める法人」とあるが、いかなる法人を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。</p> |
| 97 | <p>25条2項</p> <p>「適時に」とあるが、具体的にはいかなる場合が「適時に」とされるのか教示されたい。</p> |
| 98 | <p>25条2項</p> <p>「国民が利用しやすい方法」の具体例を教示されたい。</p> |

| | | お問い合わせ内容 |
|-----|-----------------|--|
| | 関連する 改正法案の条文 | |
| 99 | 28条 | 本条を新設する趣旨について具体的に教示されたい。 |
| 100 | 28条 | 「この法律を実施するため特に必要があると認める場合」とはいかなる場合を指すのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 101 | 28条 | 内閣総理大臣は本条の規定に基づきいかなる内容の勧告をすることが想定されるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 |
| 102 | 29条 | 本条を改正する趣旨について具体的かつ詳細に教示されたい。また、努力義務であれ、特定の事項について地方公共団体に条例制定の義務を課すことは地方自治の本旨に反しないかという点についても併せて教示されたい。 |
| 103 | 30条 | 本条を新設する趣旨について具体的に教示されたい。 |
| 104 | 附則 | 改正法案附則において他の法律を改正する予定があるかどうか教示されたい。ある場合には、改正予定の法律名を網羅的に教示いただくとともに、それぞれの改正の具体的な内容についても併せて教示されたい。なお、このような質問をしなくてもむよ、ペンディングでも構わないので改正文の案を早急に提供されたい。 |
| 105 | 附則 | 改正法案附則において定める予定の経過措置について、具体的かつ網羅的に教示されたい。 |

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（質問）

標記について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

1 第5条関係

- (1) 第1号ハの規定の改正により、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）及び同年7月25日付け総務省行政管理局情報公開推進室から当庁長官官房総務課宛ての事務連絡に記載されている従来の取扱いを変更するものではないと解してよろしいか。
- (2) 第3号及び第4号中「行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」とあるが、現行規定中の「相当な理由がある情報」との異同について具体的かつ詳細に教示されたい。仮に、当該改正により情報公開訴訟における立証の方法や裁判所における判断過程に変更が生ずることが予想される場合には、その詳細についても教示されたい。

2 第6条関係

「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるとき」とは、いかなる場合をいうのか、具体的かつ詳細に教示されたい。また、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ」ないときとの異同を明らかにされたい。

3 第16条関係

第2項から第7項中「政令で定めるところにより」とあるが、当該政令において定める内容について具体的かつ詳細に教示されたい。

4 第21条関係

- (1) 第2項の同意は、「個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして」行われることとされているが、当該判断を行うに当たっては、「行政機関の長」が行う専門的技術的な判断について十分に吟味する機会が確保されるものと理解してよろしいか。また、そうであれば、その旨条文上明らかにすべきと考えるが如何か。
- (2) 同項中「その他の必要な措置」とあるが、いかなる措置が含まれるのか具体的かつ詳細に教示されたい。

5 第23条関係

「裁判所の指定する方法により」とあるが、これは最高裁判所規則により示されるのか、あるいは事件ごとに裁判所が個別に定めることとなるのか教示されたい。また、現時点において、想定される指定事項があれば、可能な範囲で明らかにされたい。

6 第24条関係

第3項中「弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせる」とあるが、行政機関側が不開示情報の内容について口頭や文書によって説明する行為はこれに含まれると解してよろしいか。そのほか、いかなる行為が「必要な行為」に当たるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。

7 第25条関係

- (1) 第1項各号列記以外の部分中「政令で定める」とあるが、現時点で想定される内容について具体的に教示されたい。
- (2) 第1項各号列記以外の部分中「国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により」とあるが、具体的にいかなる形式で情報提供を行う場合を意味するのか明らかにされたい。
- (3) 同項第1号中「組織及び業務に関する基礎的な情報」とあるが、いかなる情報が基礎的とされるのか明らかにされたい。
- (4) 同項第2号中「所掌に係る制度に関する基礎的な情報」とあるが、いかなる情報が基礎的とされるのか明らかにされたい。
- (5) 同項第2号中「当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価…に関する情報」とあるが、いかなる情報がこれに当たるのか、詳細かつ網羅的に教示されたい。
- (6) 第2項中「適時」とあるが、具体的にはいかなる場合が「適時」とされるのか教示されたい。
- (7) 同項中「国民が利用しやすい方法」とあるが、具体的にいかなる形式による情報提供がこれに当たるのか教示されたい。

8 附則関係

経過措置の内容について、具体的かつ詳細に教示されたい。

原議保存期間1年未満
(平成23年3月31日まで)

総務課担当官殿

事務連絡
平成23年1月21日
長官官房人事課

「情報公開法改正に関するお問い合わせ」について(回答)

平成23年1月19日付けのメールによる貴課からの質問募集について、下記の要望を提出します。

○ 第5条第1号ハ関係(公務員の氏名の取扱い)

(要望) 警部以下の氏名については、従来どおり一律に不開示とできるよう、内閣官房と調整していただきたい。

(理由) 長官官房等に所属する職員は、個別に「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある」ことを立証することは困難であることから、警察庁職員の氏名を公開することは、常に「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある」場合に該当するという解釈を確立していただきたい。

平成23年1月24日

会 計 課

第16条（条文番号は改正法案による改正後のもの。）関係

第1項は「手数料等を調整中」とあるところ、「行政透明化検討チームとりまとめ」（平成22年8月24日付け）「5 手数料（行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係）」中に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点に法に明記し」との記載に基づき、同項に濫用的な開示請求へ対処する趣旨も規定するのか教示されたい。

情報公開室 [redacted] 係長さま

お疲れさまです。
標記の件ですが、当課（支援室含む。）から質問等はございません。
補佐作成の詳細な御質問への回答が来ましたら、また、いただければと思います。
よろしく申し上げます。

長官官房給与厚生課企画係
警電： [redacted]

[redacted]

■■■■系長様
お世話になっております。

当課（国際課）にあつては、質問等ありません。

今後ともよろしく申し上げます。

国際課
■■■■

【会務官室】

● 第21条第1項関係

- ・ 具体的な手続（協議してから同意を得るまでの期間を含む）について、どのように想定しているのか教示されたい。
- ・ 行政文書の不存在や開示請求の形式的不備による不開示決定の場合には、そもそも対象となる行政文書がないのであるから法第7条の裁量的開示を検討する余地もなく、かつ、審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定をするのであれば、実質的に、内閣総理大臣が第2項により同意の適否を判断する必要がないと思われるが、このような場合も除外されないのはなぜか。

総務課担当官 殿

事務連絡

平成23年1月24日

生活安全局

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の改正に関するお問い合わせについて」に係る質問の提出について
みだしの件について、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係

新設された第1号ニ中の「当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分」が、第5条第5号に該当する場合は、同部分は当然に不開示情報に該当すると解してよろしいか。

また、同号ニ中の「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」の中には、氏名を公にされた本人等に危害が加えられるおそれがある場合が含まれると解してよろしいか。

2 第9条関係

第3項について、部分開示又は不開示決定の場合、第5条該当性をその不開示情報が記録されている部分ごとに根拠条項及び該当する理由を記載するとあるが、当該「部分」とはいかなる単位（文節、面等）を想定しているのか具体的かつ詳細に教示されたい。

また、文書不存在を理由とする場合、その作成・取得及び廃棄の有無に関する理由を記載するとあるが、現に不存在の文書について、これらの作成等の経緯を明らかにすることは困難と思料されるが、いかなる方法及び事項を想定しているのか具体的かつ詳細に教示されたい。

なお、「その他の行政文書の保有の有無に関する理由」とはいかなる事項を想定しているのか具体的かつ詳細に教示されたい。

3 第21条関係

(1) 内閣総理大臣が同意、不同意に係る判断をするに当たり、行政機関の長から不服申立ての対象となっている行政文書の提出を受けることがあるのか否かについて教示されたい。

また、提出を受けないのであれば、どのような基準により同意、不同意に係る判断をするのかについても教示されたい。

(2) 警察は、「責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし」（警察法第2条第2項）なければならず、その政治的中立性を確保するために、内閣総理大臣の「所轄」（注1）の下に国家公安委員会を置き（警察法第4条第1項）、さらに国家公安委員会の「管理」（注2）に服する警察庁長官が警察庁の庁務を統括し、警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督する（警察法第16条第2項）といういわゆる公安委員会制度を採っており、内閣総理大臣が直接警察を指揮監督するのは、「大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態」（警察法第71条及び同法第72条）におい

でのみである。

このような公安委員会制度の趣旨を前提とした場合、内閣総理大臣の同意がなければ警察庁長官の権限が行使できないとする本制度についてどのように正当化されるのか教示されたい。

特に本項（１）において行政文書の提出を受けることがあり得るのであれば、捜査中の事件に係る書類（の写し）等を内閣総理大臣に提出することとなるため、このことも踏まえて回答されたい。

（注１・・・ここでいう「所轄」とは、指揮命令権のない監督であって、指揮監督よりは更に弱いつながりを指す。）

（注２・・・ここでいう「管理」とは、大綱方針を示し、それに沿って警察行政が行われるよう監督を行うものであるが、事務執行の細部についての個々の指揮監督は予想していないものである。）

4 第23条関係

第８条に規定するいわゆる存否応答拒否による不開示決定に係る情報公開訴訟において、本規定によるいわゆるヴォーン・インデックス手続を行う場合、当該資料を作成、提出することにより、訴訟の過程において対象文書の存在・不存在の事実を原告が知りうることにならないか、その理由を含め具体的に教示されたい。

5 第24条関係

第８条に規定するいわゆる存否応答拒否による不開示決定に係る情報公開訴訟において、本規定によるいわゆるインカメラ審理を行う場合、当該文書の証拠調べ又は検証を行うことにより、訴訟の過程において対象文書の存在・不存在の事実を原告が知りうることにならないか、その理由を含め具体的に教示されたい。

本件担当： ██████████ 警部補 ██████████

情報公開室 [REDACTED] 係長 様

お世話になっております。
刑事企画課の [REDACTED] です。

電話でお伝えしたとおり、標記については、貴室質問案のとおりでお願いしたいと思います。

ただし、質問案のうち1, 2, 3, 12, 13番については変更なく（削除せず）御提出いただきますようお願いいたします。

警察庁刑事局刑事企画課

企画係長 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

Mail [REDACTED]

平成23年1月24日
企画分析課

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
に関する問い合わせについて（質問）

みだしの件については、下記のとおり質問を提出します。

記

○ 第5条関係

- 1 暴力団対策に係る公務員は、氏名を公にすることにより、暴力団組織等により本人に危害が加えられるおそれ等があるところ、第1号ハの改正は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）及び同年7月25日付け総務省行政管理局情報公開推進室から当庁長官官房総務課あての事務連絡に記載されている従来の取扱いを変更するものではないと解してよろしいか。
- 2 第2号の改正は、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人等の情報について、原則開示情報とするものであるが、暴力団に係る内偵捜査、情報収集等においては、この種情報を得ることが極めて重要な要素となる。これを踏まえ、第4号改正において、「相当の」を「十分な」に改正する趣旨及びその異同を教示願いたい。

平成23年1月21日

交通企画課担当者 殿

交通指導課

情報公開法改正に関する問い合わせについて
みだしの件については、下記のとおり質問を提出する。

記

第5条第1項第3号及び第4号関係

現行法では「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるが、「行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改正する趣旨及び両者の異同について具体的かつ詳細に教示されたい。

警備企画課の[REDACTED]です。
案に対する純粋な不明点は今のところありません。
今後の協議に向け、各課に対し、事前に検討しておくように依頼しました。

お疲れ様です。
情企課 [REDACTED] です。
みだしの件について、質問なしと回答します。
よろしく願いいたします。

行政機関情報公開法の一部を改正する法律案の内容

1 国民の知る権利の保証の観点の明示（1条）

情報公開制度が国民の知る権利を保障することを明示

2 開示情報の拡大（5条）

国家安全情報（3号）及び公共等安全情報（4号）について、

「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を「十分な理由」に変更

3 開示決定等の期限の短縮（10条）

開示決定等の期限を「30日」から「14日（行政機関の休日に関する法律1条1項各号に掲げる日数は算入しない。）」に変更

4 手数料（16条）

開示請求手数料を次の場合を除き廃止する。

- 会社法に規定する会社、外国会社等（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関であるものを除く）又はその代理人が開示請求する場合
- 会社等の従業員が当該会社等の事業として又は事業のために開示請求をする場合

濫用的請求の増加が懸念される。「適正な請求」に関する規定等が必要。

5 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入（21条）

- (1) 行政機関の長が不服申立てに対して裁決・決定をする際は、全部開示の場合を除き内閣総理大臣の同意を得なければならない。
- (2) 内閣総理大臣が同意をしないときは、行政機関の長に対し審査会の答申に沿った裁決・決定及び公益上の理由による裁量開示（法7条）等の措置を求めることができ、行政機関の長は、この要求に沿うよう適当な措置をとるとする制度の新設

答申に従う場合にも、全部開示以外は内閣総理大臣の同意が必要とする制度は不合理。

6 インカメラ審理の裁判への導入（24条）

裁判所が、原告の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行うことができる。

「裁判所における情報保全の万全」、「行政側の裁判官に対する意見陳述の機会確保」、「存否応答拒否の場合の特別の配慮」を求める。

情報公開法改正に向けた動向

○ 平成22年4月20日

枝野行政刷新担当大臣から、「情報公開制度の方向性について」(情報公開法の改正案)が示され、「行政透明化検討チーム」において、内容の検討を行うこととした



○ 行政透明化検討チームで6回の検討会及び1回のヒアリングを実施

座長: 蓮舫(行政刷新担当大臣)
座長代理: 三宅 弘(弁護士)
事務局長: 泉 健太(内閣府政務官)
逢坂誠二(首相補佐官)
階 猛(総務政務官)
渋谷秀樹(立教大学教授)
中島昭夫(桜美林大学講師)
橋本博之(慶応義塾大学教授)
藤原静雄(筑波大学大学院教授)
松村雅生(日本大学教授)
三木由希子(情報公開クリアリングハウス理事)

○ 平成22年8月24日

行政透明化検討チームでの検討結果として、「情報公開制度の改正の方向性に関する論点整理」が示された



○ 平成22年8月24日

枝野前大臣案を修正し、蓮舫大臣案として「行政透明化検討チームとりまとめ」が示された



内閣官房に設置された情報公開法改正準備室で「情報公開法改正案」を作成中であり、2月上旬法令協議、3月上旬閣議決定の後、次期通常国会に提出予定

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|---|---|
| 5 | 5条1号二 | 当該規定の新設は、「懇親会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議議案資料)に記載されている従来の取扱いを変更するものではないと解してよろしいか。 | 行政機関に置かれた審議会等や行政機関において開催された懇談会等における意見表明や説明は、行政の意思決定プロセスの中で重要な役割を果たしており、政府の諸活動を説明する責務を全うする観点からすれば、このような情報を公にする意義は大きいことかから、今般の改正において、審議会等や懇談会等において意見の表明又は説明を行った者の氏名及び当該意見表明又は説明の内容については、原則開示することとしている。今般の改正に当たっては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)も踏まえ、5条1号二において、開示を原則としつつも、当該氏名を公にするにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該氏名を不開示とすることとしている。 |
| 6 | 5条1号二 | 「当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分」が第5条第5号に該当する場合は、同部分は同号に規定する不開示情報に該当すると解してよろしいか。 | なお、「行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合」については、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令250号)別表備考二の「審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合」を示している。 |
| 7 | 5条1号二 | 「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」には、当該個人やその家族等に危害が加えられおそれがある場合が含まれると解してよろしいか。 | 意見のとおり。 |
| 8 | 5条3号、4号 | 「十分な理由」とあるが、改正法案による改正前の「相当な理由」どの相違について具体的に説明を求めたい。また、本各号の改正により本各号の該当性判断における行政機関の長の裁量権がどの程度収縮するのかがこの点についても併せて教示されたい。 | 含まれ得ると考える。 |
| 9 | 5条3号、4号 | 本各号を改正する理由として、Q&Aの2-4において「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる。」と指摘されているが、その具体例について網羅的に教示されたい。 | 不開示情報への該当性の判断に当たっては、判断時点の社会情勢や関係者との信頼関係など多様な要素を踏まえることとなるが、「十分な理由」は「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とする趣意である。これに伴い、裁量の範囲も収縮されるものと考えられる。 |
| 10 | 5条3号、4号 | 本各号の改正は、情報公開訴訟における立証の方法や裁判所における訴訟物の存否に関する判断過程に変更をもたらすものでないかと解してよろしいか。 | 5条3号及び4号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべきであり、審議会の答申では、諮問庁が3号又は4号その他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。(例：審議会答申15-376、15-481、14-394、14-417) また、行政機関が3号又は4号に該当することを主張していることと受当性が認められなかった例も審議会の答申において見られるところである。(例：審査会答申14-188、15-224、14-494) |
| 11 | 6条 | 「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるとき」とは、いかなる場合をいうのか、具体的にかつ詳細に教示されたい。また、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない」ときとの異同を明らかにされたい。 | 意見のとおり。 |
| | | | 「区分することが容易」とは、字義によれば、区分することがたやすいということであり、「区分することが困難」とは、区分することがむずかしいということである。例えば、録音された発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合や、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみ不開示情報が含まれている場合などは、「区分して除くことが困難であるとき」に該当し得ると考えられる。 |

| | 関連する改正法条の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|---|---|
| 12 | 6条 | 本改正により、不開示情報の該当性の有無は、いかなる単位(文節、単語、個別の文字等)ごとに判断することとなるのか、具体的にいつ詳細に教示されたか、また、仮に不開示情報に該当しないのは句読点のみであると判断される場合には、全ての文字にマスキングを施し、句読点のみを開示することとなるのか教示されたい。 | 「おそれ」を生じさせる原因となる情報の範囲で不開示情報の内容等に応じ個別に判断することになる。 |
| 13 | 6条 | 不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意的な情報が記録されていないと認められるときにまで部分開示決定をしなければならないとすると、開示請求者が望んでいない無意味な「文書」群(ほとんどがマスキングされた文書と呼ぶに値しないもの)をその費用負担において大量に開示する事柄ともなりかねないが、そのような「文書」は、部分開示決定に先立ち開示請求者の意向確認(無意味な「文書」でも開示を受けるか否かの確認)を行う仕組みを導入しないのか教示されたい。 | 現行規定においては、部分開示を「容易に区分して除くことができる」ときに限り、行政機関に部分開示を義務付けており、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意的な情報が記録されていない」と認められるときは、部分開示の義務が生じないとしている。しかし、主権者である国民にとって「有意的な情報」が否かに開示、行政機関が逐次的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため「有意的な情報」が否かの判断による部分開示を義務付けるものである。現行の6条ただし書が適用されるケースは極めて例外的なケースであると承知しているが、改正後の運用に際しては、例えば、開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することも考えられる。 |
| 14 | 9条3項 | 本項の規定を追加する趣旨について、具体的にいつ詳細に教示されたい。 | 「行政透明化検討チームとりまとめ」において、「不開示決定の理由の提示が求められる理由は、不開示理由の有無について行政機関等の慎重さと公正妥当性を担保して、その恣意を抑制することにも、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにある」とされる。さらに、決定の理由が公にされることは、行政の透明性を向上させる法の目的にも資するものである」と記述された上で、「法の実際の運用においては、単に第5条各号の条文を引用し「…のおそれがある情報」が記録されて(含まれて)いるため」などと記載される例や、文書不存在的理由として、単に不存在的旨が記載され、物理的に存在しないのか、「行政文書」の定義に該当しない等の、法の解釈適用上の不存在的であるのか判断しにくい例が見受けられ、必ずしも上記の趣旨を踏まえた運用が遵守されていない。」とされている。このため、今後の改正において、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させ、手続の一層の適正化を図るため、一部開示決定又は不開示決定の通知を行う際の記載について、①6条各号に該当することを当該決定の根拠とする各号に該当する旨を記載し、不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる各号及び各号に該当しない旨を記載し、不開示決定の根拠とする場合にあっては当該請求に係る行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由をできる限り具体的に記載することなどについて規定することにより、開示請求者に対する適切な理由の提示がなされるようにしようとするものである。 |
| 15 | 9条3項 | 「不開示情報が記録されている部分ごと」とは、当該「部分」とはいかなる単位(文節等)を想定しているのか具体的にいつ詳細に教示されたい。 | それぞれ不開示情報とされる根拠となる「おそれ」を生じさせる範囲であり、記録されている不開示情報の内容等に応じ個別に判断することになる。 |
| 16 | 9条3項 | 文書不存在的理由とする場合にはその作成・取得及び廃棄の有無に関する理由を記載するとあるが、現に存在しない文書について、それが過去に存在していた事実の有無その他の当該文書をめぐっての経緯を網羅的に調査することは事実上不可能であると判断されること、運用面において、どの程度の調査を行い、どの程度の事項を理由付記することを想定しているのか具体的にいつ詳細に教示されたい。 | 開示請求に係る行政文書を保有していないことを決定の根拠とする場合は、行政文書の保有の有無に関する理由について、個別の事案に即してできる限り具体的に記載する必要がある。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|---|
| 17 | 9条3項 | 「その他の行政文書の保有の有無に関する理由」とはいかなる事項を想定しているのか、具体的にかつ詳細に教示されたい。 | 例えば、独立行政法人国立公文書館に移管した場合や2条2項の行政文書に該当しない場合などが考えられる。 |
| 18 | 10条3項、4項 | 本各項の規定を追加する趣旨について、具体的にかつ詳細に教示されたい。 | <p>みなし規定により、開示請求者は、期限(期間)を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限(期間)を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。</p> <p>一方で、開示請求者においては、期限(期間)を超過したからといって直ちに不開示決定があったものとみなして不服申立て又は提訴を行うことはせず、行政機関における当該開示請求に係る事務の処理状況を踏まえ、行政機関の長が開示決定等を行うのを待つが、あるいは、不開示決定があったものとみなすかを判断することが可能である。</p> <p>なお、10条3項及び11条3項の事務処理状況通知の規定については、これを運用により行うこととして、これらの規定は削除する方向で調整中である。</p> |
| 19 | 11条 | 第2項から第4項までの規定を追加する趣旨について、具体的にかつ詳細に教示されたい。 | <p>(2項) 見込額の手続は、「相当の部分」についての開示決定等通知があった日から30日以内に行為しなければならないこととしている(16条5項)ことから、当該開示決定等通知において不開示請求者に対し見込額をあわせて通知する必要があるため、所要の読替規定を置いているものである。</p> <p>(3項・4項) みなし規定により、開示請求者は、期限(期間)を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限(期間)を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。</p> <p>一方で、開示請求者においては、期限(期間)を超過したからといって直ちに不開示決定があったものとみなして不服申立て又は提訴を行うことはせず、行政機関における当該開示請求に係る事務の処理状況を踏まえ、行政機関の長が開示決定等を行うのを待つが、あるいは、不開示決定があったものとみなすかを判断することが可能である。</p> <p>なお、10条3項及び11条3項の事務処理状況通知の規定については、これを運用により行うこととして、これらの規定は削除する方向で調整中である。</p> |
| 20 | 11条3項 | 「政令で定める期間」としていかなる期間を定める予定であるか教示されたい。 | 手続の迅速化を図るといふ本法改正の趣旨とともに、各行政機関における本法の運用状況を踏まえ、政令案作成段階で検討することとした。 |
| 21 | 11条4項 | 膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる膨大な作業量を要するため特例延長をしたような場合において、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに不開示決定等に至っていないにすぎないのであるから、開示請求者の権利救済に何ら妨与しないと思われるが、そのような場合にまで不開示請求者に「みなす」権限を付与する目的及び開示請求者の享受する法的利益の具体的内容を教示されたい。 | <p>不開示決定等期限の特例を適用した場合における残りの行政文書の開示決定等については、引き続き「相当の期間内にすれば足りる」とこととしているが、この「相当の期間」が必要以上に長期間とならないようにするため、この場合にのみ不開示が可能な一定の期間を設定しているものである。</p> <p>一方で、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点で事務処理状況を踏まえ、開示請求者が行政機関の開示決定等を待つこととした場合には、行政機関は引き続き不開示決定等に向けた作業を行うこととなる。</p> |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|---|---|
| 22 | 11条4項 | <p>膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる膨大な作業量を要するため特例延長をしたような場合に於いて、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとして、開示請求者が当該権利を行使したとしても、不服申立てや訴訟への対応に人員が割られる結果、開示請求に対する処分が遅れてしまい、結果的に見て開示請求者が不利益を被るのではないかと。</p> | <p>開示決定等期限の特例を適用した場合における残りの行政文書の開示決定等については、引き続き「相当の期間内」に足りるにしているが、この「相当の期間」が必要以上に長期間とならないよう、この場合のみならず不開示が可能な一定の期間を設けているものである。</p> <p>一方、当該期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での事務処理状況等を踏まえ、開示請求者が行政機関の開示決定等を待つこととした場合には、行政機関は引き続き開示決定等に向けた作業を行うこととなる。</p> |
| 23 | 12条の2第2項 | <p>本項を改正する趣旨について、具体的にかつ詳細に教示されたい。</p> | <p>12条の2の規定は、行政機関の長に対して行われた開示請求が独立行政法人等に移送されたときに、行政機関の長が行った開示請求書の補正を独立行政法人等が行ったものとみなした場合は、当該補正に基いた期間を独立行政法人等が開示決定等を行うまでの期間の算定から除外することから、独立行政法人等情報公開法第10条第1項の読み替えを、開示請求手数料については行政機関の長に納付していることから開示請求者が独立行政法人等に重ねて開示請求手数料の納付を行う義務がないことを明らかにするため、独立行政法人等情報公開法第17条第1項の読み替えを、それぞれ行っていたものであつたが、これを今般の独立行政法人等情報公開法第17条1項の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> |
| 24 | 14条2項 | <p>本項を改正する趣旨について、具体的にかつ詳細に教示されたい。また、本改正により、開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなった者は、開示を拒否しようとする意思の有無にかかわらず、本項の規定による申出をする法的義務を負うこととなるのかどうか教示されたい。</p> | <p>行政機関の長が開示決定を行ったことに伴って行政文書の開示を受けることができる状況に至った者が開示の実施の申出をしなければならないことを明確にするものであり、この規定の趣旨・内容に変更はない。</p> |
| 25 | 16条 | <p>平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第3の5(1)には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点から、当該記載があるが、当該記載に反対するものは改正法案のどの部分であるか具体的に教示されたい。また、当該記載を踏まえ、濫用的な開示請求への対処方針について、具体的な規定を盛り込む必要があると考えるところ、それを欠く理由についても併せて教示されたい。</p> | <p>濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の趣旨や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。</p> <p>また、今般、大量請求として開示決定等期限の特例を適用する場合には見込額を予約させる手続(第16条第5項)を新設することとしており、これにより、開示請求を受けた行政機関が各種事務コストを投入して開示決定をしたにもかかわらず、開示請求者が開示の実施を申し出ない(開示の実施を受けざるを意味する)といった濫用的とも見える開示請求を抑制することができると思われる。</p> |
| 26 | 16条 | <p>開示請求手数料の原則廃止は、現行制度における受益者負担の考え方を廃止するものであるか否か教示されたい。また、現行制度においては請求者の属性、請求目的等によって異なる対応をしないこととされているが、改正法案はこのような考え方を変更するものであるか教示されたい。その上で、前掲の2つの質問事項と関連させつつ、商業的請求のみ有料とする理由について、具体的にかつ詳細に教示されたい。なお、当行においては、商業的請求は少なく、かつ、そのいずれも請求に係る作業負担は重くない。</p> | <p>今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止するものである。</p> <p>その一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなるものが明らかであるにわづらぬ商業的請求に該当する場合には、受益者負担の観点から、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。</p> <p>また、現行制度においても、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免する旨の規定があり(16条3項)、請求者の属性等による一定の手数料負担の差異があるところである。</p> |

| 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-------------|--|---|
| 27 16条 | <p>真実が商業的請求であるにもかかわらず、開示請求手数料を免れるため、個人での請求を偽装して請求手続をする事態の蔓延が懸念されるが、その発生防止策があるのか教示されたい。</p> | <p>商業的請求に該当する場合は、開示請求のために開示請求をする従業者 ① 会社法上の会社及び外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人又はその代理人 ② ①の会社等の事業として又は事業のために開示請求をする従業者 が開示請求をする場合を想定している。 ①及び②の該当性の判別については、制度の安定的運用のためにも簡便な方式が望ましいことから、①及び②の者が行う開示請求は、これら以外の場合(開示請求手数料を徴収しない場合)とは異なる様式の開示請求書(開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄があるものなど)によることとする。①及び②に該当することを行政機関が確認できるようによりすることを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。</p> |
| 28 16条 | <p>真実は商業的請求であるにもかかわらず、開示請求手数料を免れるため、個人での請求を偽装して請求手続をしてきた疑いが強い場合、行政機関はいかに対応すべきこととなるのか教示されたい。</p> | <p>商業的請求の該当性の判別は、上記回答のとおり、制度の安定的運用の観点から外形的基準によることとしており、法に従った適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。</p> |
| 29 16条1項 | <p>本項においていかになる事項を定める予定であるのか具体的に、細釋的かつ詳細に教示されたい。</p> | <p>今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る国民の経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にするため、開示請求手数料を原則として廃止するものである。 その一方で、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなることが明らかであるいわゆる商業的請求に該当する場合には、受益者負担の観点から、引き続き開示請求手数料を徴収することとしている。 また、現行制度においても、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免する旨の規定があり(16条3項)、請求者の属性等による一定の手数料負担の差異があるところである。 商業的請求に該当する場合は、 ① 会社法上の会社及び外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人又はその代理人 ② ①の会社等の事業として又は事業のために開示請求をする従業者 が開示請求をする場合を想定している。 ①及び②の該当性の判別については、制度の安定的運用のためにも簡便な方式が望ましいことから、①及び②の者が行う開示請求は、これら以外の場合(開示請求手数料を徴収しない場合)とは異なる様式の開示請求書(開示請求手数料に係る収入印紙を貼付する欄があるものなど)によることとする。①及び②に該当することを行政機関が確認できるようによりすることを想定している。その施行に当たっては、適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。</p> |
| 30 16条1項 | <p>開示請求手数料を無料化しながら、情報公開請求に係る訴訟物の価額についてこれを低廉な価額とみなす旨の規定を置くなどして情報公開訴訟におけるコスト面のハードルを下げる措置を講じない理由について教示されたい。知る権利の保障を図るために開示請求に係る経済的負担を軽減するというのであれば、権利救済の面においても経済的負担を軽減しなげれば、真の権利保障といえないのではないか。</p> | <p>権利救済の面における国民の経済的負担軽減の観点からは、今般の改正において原告の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(特定地方裁判所)にも情報公開訴訟を提起することができることとしている。</p> |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 31 | 16条2項 | 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 現行においても16条1項の規定に基づき、政令(13条)において、開示実施手数料の納付方法等について定めており、この点は法改正後も変更はない。 |
| 32 | 16条2項 | 「政令で定める額」とあるが、いかなる額を政令で定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 開示実施手数料の額については、「行政透明化検討チームとりまとめ」において「開示の実施に係る手数料を引き下げる」とされていること等を踏まえ、政令案作成段階で検討する |
| 33 | 16条5項 | 本項の規定を追加する趣旨について、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 行政における「無駄の徹底した削減」の観点から、大量請求として開示決定等期限の特例を適用した場合に、行政機関が開示決定等を行う前に一定の見込額を予約させる仕組みを設けることにより、開示請求者が開示の実施を受ける意思があるかどうかをあらかじめ確認して、当該開示請求者に開示の実施を受ける意思がないにもかかわらず事務処理を開始し「無駄」な行政コストを投入してしまつてしまうことを回避することとしている。 |
| 34 | 16条5項 | 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 見込額の予約手続について政令で定めることを想定している。 |
| 35 | 16条5項 | 「政令で定める額」とあるが、いかなる額を政令で定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 「閲覧」の方法による場合の開示実施手数料の額とすることを想定している。 |
| 36 | 16条5項 | Q&Aの3-4において、開示請求者が正当な理由なく「相当の部分」に係る開示決定等通知があった日から30日以内に見込額を予約しない場合には、所要の開示請求手数料を納付しない場合と同様に、必要とされる形式的要件が不備であるとして、「残りの行政文書」については不開示決定をすることとなる旨記載されているが、当該処分は行政手続法第7条を根拠に行うものであるか教示されたい(「残りの行政文書」につき、補正を求めないで請求を却下できるという理解でよいか)。 | 16条5項において「開示請求者は、…30日以内に…政令で定める額…を予約しなければならぬ」としていることから、予約をしない場合には、開示請求手数料を納付しない場合と同様に形式上の不備として不開示決定をすることとなるものである。 |
| 37 | 16条6項 | 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 不足額の納付方法について定めることを想定している。 |
| 38 | 16条7項 | 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 予約した者からの還付請求について定めることを予定しているが、詳細については、今後検討してまいりたい。 |
| 39 | 16条8項 | 本項においていかなる事項を定める予定であるのか、具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 16条8項の規定については、削除する方向で調整中である。 |
| 40 | 16条8項 | 開示の申出をしない場合の納付手続については、条例における規定例として、開示の申出をしない者からの開示手数料の徴収を定めた東京都情報公開条例第17条第2項の規定があるものの、運用事例はなく、差別的請求を抑制する効果があるのか疑問である。法律において開示の申出をしない者からの手数料の徴収に関する規定を設ける必要性について具体的なかつ詳細に教示されたい。 | 16条8項の規定については、削除する方向で調整中である。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|---|
| 41 | 18条2項 | 「90日を超えた場合」とは、不服申立てがあった日から90日以内に全ての資料を整えて諮問をすることができなかった場合を指すのか、90日以内に諮問書を提出する場合には、その時点で不足している添付資料を速やかに追完する予定であれば理由付記を要しないと解してよいか教示されたい。 | 情報公開・個人情報保護審査会運営規則16条1号において、審査会への諮問に係る諮問書には、開示請求書の写し、開示決定等通知書の写し、不服申立書の写し、理由説明書等を添付するものとされていることから、これらの資料を全て整えて諮問することが必要であると考える。 |
| 42 | 21条1項 | 本項の規定の趣旨について具体的かつ詳細に教示されたい。また、内閣総理大臣の同意制度を新設することは、情報公開・個人情報保護審査会の存在意義を著しく没却するものでないか教示されたい。 | 情報公開法においては、行政機関の長が不服申立てを受けた場合、当事者である行政機関の長の自己評価のみならず、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味するため、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けて、行政機関の長が裁決又は決定を行うこととされている。しかしながら、行政機関の長の裁決・決定が、審査会答申と異なる事例が存在している。 また、法7条においては、不開示情報であっても、公益上の必要性により開示することができ旨が規定されているが、平成21年度までに法7条の適用事例は22件にとどまっており、「国民の知る権利」の観点からも、特に公益上の必要性が認められる場合の開示の要請に十分に応える必要性が高まっている。 そこで、政府全体として開示請求権制度の統一的運用を担保する観点から、審査会制度を一層活用しつつ、審査会答申と行政機関の長の判断の整合性を図るとともに、法7条に規定する公益上の理由による裁量的開示をより充実させるため、21条1項において、行政機関の長が不服申立てに対し全部不開示又は一部不開示の裁決・決定をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとするものである。 上記のとおり、本制度は審査会制度を一層活用する趣旨を含んでおり、審査会の存在意義を著しく没却するものではない。 |
| 43 | 21条1項 | 内閣総理大臣に対する協議の具体的な手続について、協議を待たずしてから同意を得るまでに要する標準的な期間としてどの程度の期間を見込んでいるのかという点も含め教示されたい。 | 具体的手続については、実際の運用にあたって検討・調整される予定である。 |
| 44 | 21条1項 | 行政文書の不存にによる不開示決定の場合には、対象となる行政文書がなく、第7条の裁量的開示を検討する余地がない以上、審査会答申の内容に沿った裁決又は決定をするならば、実質的・実質的以外に、内閣総理大臣が同意をする実益は何ら存在しないと思われ、このように、このような場合も協議の対象から除外されたい理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 現行規定において、行政文書の不存にによる不開示決定の場合についても、情報公開・個人情報保護審査会への諮問手続を行うこととされているが、21条1項の規定による協議においては、同審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たしていることから、このような場合について、協議対象から除外していいものではない。 |
| 45 | 21条1項 | 開示請求に形式的不備がある場合には、対象文書の記載内容に立ち入ることなく不開示決定(却下)をする以上、通常、法7条の裁量的開示の余地の有無については検討を要しないと思われ、開示請求の形式的不備による不開示決定に係る不服申立てがあつた場合には、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定をするならば、実質的のみで、内閣総理大臣が同意をする実益は何ら存在しないと思われ、このように、この場合も協議の対象から除外されたい理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。それとも、内閣総理大臣は、開示請求に形式的不備がある場合にまで対象文書の記載内容に立ち入って法7条の裁量的開示をする余地の有無を判断するのかが。 | 現行規定において、開示請求に形式的不備がある場合についても、情報公開・個人情報保護審査会への諮問手続を行うこととされているが、21条1項の規定による協議においては、同審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たしていることから、このような場合について、協議対象から除外していいものではない。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 46 | 21条1項 | 行政機関の長が不開示決定を行い、情報公開・個人情報保護審査会において妥当性が示された場合についても内閣総理大臣が法第7条の裁量的開示をするよう閣内庁に要求することが想定されているが、方が一、そのような開示により第三者が損害を被るなどの問題が発生した場合には、不開示決定をした行政機関の長が当該決定について責任を負うのか、あるいは措置要求をした内閣総理大臣が責任を負うのか教示されたい。 | 第三者が損害を被った場合の国家賠償訴訟については、国家賠償法に基づき、国が被告となる。 |
| 47 | 21条1項 | 法文上、内閣総理大臣が同意をすることとされているが、この同意を実際に専決する者の職名を教示されたい。 | 具体的な手続については、実際の運用にあたって検討される予定である。 |
| 48 | 21条1項 | 内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に際し、諮問をした行政機関の長に対して不服申立てに係る行政文書の提出を求め、権限を有するものか否か教示されたい。仮に有しないのであれば、その法令上の根拠についても併せて教示されたい。 | 今般の改正において、内閣府設置法に行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を所掌する旨の規定を置くこととしており、当該所掌事務の一環として提出しないし提示を求めるとはあり得る。 |
| 49 | 21条1項 | 諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会に対して情報公開、個人情報保護審査会設置法第9条第2項に規定する資料を作成した案件について、内閣総理大臣が同意・不同意の判断を行う際、内閣総理大臣は、諮問をした行政機関の長に対して同項に規定する資料の提出を求め、権限を有するものか否か教示されたい。仮に有するのであれば、その法令上の根拠についても併せて教示されたい。 | 今般の改正において、内閣府設置法に行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を所掌する旨の規定を置くこととしており、当該所掌事務の一環として提出を求めるとはあり得る。 |
| 50 | 21条2項 | 本項の同意は「個人情報保護審査会の答申の内容及び第7条の規定の趣旨に照らして行われることとされているが、当該判断を行うに当たっては、行政機関の長の専門的技術的な判断について十分に吟味する機会が確保されるものと理解してよろしいか。また、そうであれば、その旨を案文上明らかにすべきと考えられるか」とある。 | 7条の規定は、5条各号の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることが公益上の必要性があると認められる場合に、開示することができるものである。この場合は、5条各号の規定により守られるべき価値と、公益上の必要性との比較衡量を行うことが想定されており、5条各号の適用にあたって行政機関の長が行う専門的技術的な判断の内容と公益上の必要性を比較吟味することになる。こうした7条の規定の趣旨を踏まえ、専門的技術的な判断について吟味することは明らかであり、特段案文上明らかにする必要性はないと考えられる。 |
| 51 | 21条2項 | 「その他の必要な措置」として想定されるものを、具体的に、網羅的かつ詳細に教示されたい。 | その他の必要な措置として想定されるのは、例えば、いわゆる存否応答拒否処分を単純な不開示決定に変更すること等の措置である。 |
| 52 | 22条1項 | 地方裁判所の本庁のほか支部にも「特定地方裁判所」として情報公開訴訟を提起することができると解してよいか教示されたい。 | 地方裁判所の支部は独自の審判権を有するものではなく、これと本庁との関係は、同一裁判所内の事務分配の関係であって、管轄について規定した新22条の規定によるものではなない。支部に情報公開訴訟を提起することができるかどうかについては、法律ではなく、裁判所において定められるものであるが、「地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則」(昭和二十二年十二月二十日号外臺高裁判所規則第十四号)第1条第2項は「地方裁判所の支部において、上訴事件及び行政事件訴訟に係る事件に關する事務を除いて、地方裁判所の支部に屬する事務を取り扱う。」と規定していることから、情報公開訴訟を地方裁判所の支部に提起することはできないと承知している。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 53 | 22条2項 | 「同種若しくは類似の行政文書」とあるが、これに該当するか否かの判断基準について教示されたい。 | 「同種」の行政文書とは、例えば、同じ様式で作られた文書などであり、具体的に「公務員の出動簿などが考えられる。また、「類似」の行政文書とは、例えば、同様な内容の文書などであり、具体的に、ある会議に要した費用の請求書と領収書などが考えられる。なお、この点は、現行の情報公開法第21条第1項という「同種若しくは類似の行政文書」と同じである。 |
| 54 | 22条2項 | 「その他の事情」に該当する事情について、具体的かつ網羅的に教示されたい。 | 複数の手続きに関与しなければならぬ当事者や証人の重い負担を軽減し、当事者や証人のスケジュールの結核による訴訟の遅延を防止し、また、相互に矛盾した判決が生じるおそれを減じるといふ本条項の趣旨に鑑み、「その他の事情」には、当事者及び証人の状況、訴訟の遅延の可能性、同一又は同種、類似事案について矛盾した判決が生じるおそれ等の事情が含まれる。なお、これは、現行の情報公開法第21条第1項にいう「その他の事情」と同じである。 |
| 55 | 23条 | 裁判所によるヴァーノン・インデックスの提出要求は、説明権行使の一環として別段の定めがなくとも行い得ると解されること、これを明文化する理由につき、具体的かつ詳細に教示されたい。また、情報公開・個人情報保護審査会での審査に關しては、ヴァーノン・インデックスに關する明文の規定があるものの、ほとんど活用されていない実態とのことであるが、それにもかかわらず情報公開訴訟においてヴァーノン・インデックスの制度を導入する必要性について説明されたい。 | 質問前段について 現行の民事訴訟法151条、行政事件訴訟法23条の2によって認められる釈明処分には、一定の資料であつて当事者や行政庁が保有するものの提出を求めることが含まれるが、新たな資料を作成し、これを提出させることは明文上は定められていない。このため、情報公開訴訟において、裁判所が、情報公開・個人情報保護審査会において利用されているヴァーノン・インデックスの「作成」を求める処分をするためには、明文の規定が必要である。 質問後段について ヴァーノン・インデックスにより、行政機関の長による開示決定等の理由などが整理されて原告に提示されることになり、訴訟における争点整理に有益な制度であると考えられる。また、情報公開訴訟においては井堀朝日外証拠調べの導入も予定されているが、これは原告にも証拠の内容を開示しないものであることから、原告に対する手続保障を補充する観点からヴァーノン・インデックスを活用することも考えられる。 なお、情報公開・個人情報保護審査会での審査におけるヴァーノン・インデックスの利用状況については、ヴァーノン・インデックスとしてはカウントされていないが、同様の書面を作成するケースがあるなど様々な要因があると考えられる。 |
| 56 | 23条 | 「その他の必要と認める事項」に該当するものについて、具体的かつ網羅的に教示されたい。 | 例えば、不存在を理由とする不開示決定の場合などに、「その他の必要と認める事項」として、行政機関が開示請求に係る行政文書をどのように検索したかなどが想定される。 |
| 57 | 23条 | 「裁判所の指定する方法により」とあるが、これは最高裁判所規則により定められるのか、あるいは事件ごとに裁判所が個別に定めるのか教示されたい。また、想定される指定事項についても可能な限り詳細に教示されたい。 | ヴァーノン・インデックスの作成方法は、情報公開訴訟の係属している裁判所(受訴裁判所)が指定する「裁判所の指定する方法」としては、具体的に「表形式にするのか、文書形式にするのか等が指定されることが想定される。 |
| 58 | 23条 | ヴァーノン・インデックスの提出要求を被告ではなく当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対してなす得ることとした理由について具体的かつ詳細に教示されたい。 | 行政事件訴訟法第23条の2第1項は、釈明処分は「行政庁に対し」であることができて規定している。このため、ヴァーノン・インデックスの作成及び提出を釈明処分の特例として設けるに当たっても、同条と同様に、これを「当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長」に求めることができるものとするものである。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|---|--|
| 59 | 23条 | 本条に規定する処分先立ち裁判所の求意見がなされるかどうか(なされる場合は根拠法令も含め)教示されたい。 | 行政機関の長は、裁判上の一切の行為をすることができる(行政事件訴訟法第11条第6項)ため、釈明処分先立ちも意見を述べることができる機会があり、実務上も裁判所が意見を聴く運用がなされることが考えられる。本条の釈明処分先立ちに当たっては、意見を聴取しななければならない旨の明文の根拠規定はないが、これは、民事訴訟法第151条の釈明処分先立ちについても行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分先立ちについても同様である。 |
| 60 | 23条 | 仮にヴァーノン・インデックスの制度が導入されたとして、行政機関の長が本条の規定に基づき作成した資料は、裁判所に提出するほか、写し又は副本を原告にも交付することとなるのか否か教示されたい。 | ヴァーノン・インデックスは、裁判所に提出する。釈明処分先立ちに対する応答として被告がヴァーノン・インデックスを直接原告に交付することは法令上要求されていない。もともと、行政機関の長が、原告との協議に基づき、任意にこのような運用をすることを否定するものではない。 |
| 61 | 23条 | 仮にヴァーノン・インデックスの制度が導入されたとして、グローマー拒否に係る情報公開訴訟において裁判所が本条の規定に基づき決定した場合において、真実は対象文書が存在しなかったときは、被告ないし対象文書を保有するとされた行政機関の長はその旨を裁判所に明かさざるを得ないと思われ、その場合でも対象文書が存在しない事実が訴訟手続を通じて原告に露見することは絶対にならないと解してよろしいか。 | グローマー拒否の際には、開示決定等通知に記載する9条の理由も「本開示請求に係る〇〇に関する文書については、例えば、法第5条第〇号の不開示情報に該当するため不開示としたと答えるだけで〇〇の存在が明らかになり、法第5条第〇号に該当する不開示情報を開示してしまふこととなるため、法第8条に基づき本開示請求を拒否する。」などを記載すれば足りるとされており、その旨はヴァーノン・インデックスでも同様である。そのため、ヴァーノン・インデックスを通じて、原告に行政文書の存在が露見することは考えにくい。 |
| 62 | 23条 | ヴァーノン・インデックスの提出を求める処分に対する即時抗告に関する規定が設けられていない理由について具体的に詳しく教示されたい。 | 釈明処分先立ちには、現行法上、民事訴訟法第151条に基づき他の独立の不服申立ての対象とされていない。そのため、本案に基づき釈明処分先立ちも、これらと同様に、独立の不服申立ての対象とはしていない。 |
| 63 | 24条 | インカメラ審理手続は憲法82条に反しないか教示されたい。殊に、知る権利を具体化した権利である開示請求権を訴訟物とする情報公開訴訟において、証拠調べを公開の法廷で行わないことは、基本的人権が問題となっている事件については常に証拠を公開しななければならないとする同条ただし書に反しないか教示されたい。 | 現行の民事訴訟法にも、口頭弁論の期日外で行われる訴訟上の手続については公開の要請が及ばず、原則として非公開で行われる弁論準備手続の期日(同法169条)における文書の証拠調べ(同法170条2項)、裁判所外における証拠調べ(同法185条)、調査嘱託(同法186条)、空荷裁判官又は空荷裁判員による裁判所外での証人尋問(同法195条)など、証拠調べが非公開で行われる場合があるが、これらと公開主義との関係については、証拠調べの結果がその後の公開の法廷で行われる口頭弁論期日に上程されることにより、公開主義の要請が満たされることにより、憲法82条に反することはない。弁論期日外証拠調べの結果も、これを証拠資料とするために、口頭弁論に提出する手続が必要になることと考えられ、この手続が公開の法廷で行われることにより、公開主義の要請が満たされることから、憲法82条に反することはない。また、憲法82条2項ただし書が一定の事件について絶対的公開を要求しているのは、秘密裁判による処罰の危険を避ける趣旨であることから、「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となる事件」の意味については、すべて刑事事件の場合をいうものと解されている(たとえば、高橋和之「立憲主義と日本国憲法第24条」(装訂・平22)382頁)。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|---|
| 64 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、地方裁判所の民事部において執務する者(裁判官、書記官及び事務官)及び司法修習生のうち誰が弁論期日外証拠調べの客体たる行政文書を見分することができるのか教示されたい。 | 裁判官は、当然に行政文書を見分することになる。書記官、事務官及び司法修習生については、通常の証拠調べと異なる規律が設けられるものではない。なお、証拠調べの具体的な方法については当該事件を審理する裁判所において適切に判断されるものと考えられているが、被告は、行政文書の内容が書記官の目に触れない方法での証拠調べの実施を求めるとか、事務官又は司法修習生を弁論期日外証拠調べに立ち会わせないなど、証拠調べの実施方法について意見を述べることも可能である。 |
| 65 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、弁論期日外証拠調べの客体たる行政文書を見分することができる者は当該文書の写しを作成したり写真撮影したり筆写したりすることができるか否か教示されたい。 | ①弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書には、本来開示されるべきでない情報が記載されている可能性があること、②新24条2項後段は、行政文書の開示を制限するなどの秘密保持に配慮していること、③新24条4項は、弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書の再提示について規定していること、④新24条2項後段は、行政文書の開示を制限するなどの秘密保持に配慮していること、⑤新24条4項は、弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書の再提示に反することと認められ、対象文書の内容が判明するようないかなる形での記載がなされることが想定される。 |
| 66 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、弁論期日外証拠調べが行われた場合、その結果を記載した調書にはいかなる事項が記載されるのか教示されたい。 | 弁論期日外証拠調べの調書には、その要領が記載される(民事訴訟規則78条において準用する同規則67条)。その要領の記載方法については、①弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書には、本来開示されるべきでない情報が記載されている可能性があること、②新24条2項後段は、行政文書の開示を制限するなどの秘密保持に配慮していること、③新24条4項は、弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書の再提示に反することと認められ、対象文書の内容が判明するようないかなる形での記載がなされることが想定される。 |
| 67 | 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、グローマー拒否に係る情報公開訴訟において弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされた場合において、真実は対象文書が存在しなかったときは、弁論期日外証拠調べを行うことは物理的に不可能であり、被告は対象文書不存の事実を裁判所に明かさざるを得ないと思われれるが、その場合でも対象文書不存の事実が訴訟手続を通じて原告に露見することは絶対にないと思われれるのか、対象文書不存の事実が訴訟記録上どのように取り扱われるのか、具体的な事実を原告に教示されたい(もし調書が作成されなければ、そのことだけで対象文書不存の事実を原告に悟られることになると思われるが、いかがか)。 | 存否応答拒否の場合には、行政文書を直接見分してその記載内容が不開示情報に該当するかどうかを判断するという弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合しないことから、「待」に必要があると思われるときという要件を満たすかどうか疑わしい上、証拠となるべき行政文書の存否が明らかでなく、証拠調べの目的物を特定することができなから、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいと思われる。 |
| 68 | 24条 | 弁論期日外証拠調べを行う旨の決定は証拠決定の一種であると思料するが、当該決定に先立ち裁判所の求意見がなされるかどうか(なされる場合は根拠法令も含め)教示されたい。 | 弁論期日外証拠調べに限らず、一般に、証拠決定に当たって裁判所が意見を求めなければならない旨の明文の規定が設けられているわけではない。しかし、意見を提出する場合の方式が規定されている場合があり(民事訴訟規則129条第3項、第140条第2項)、これは、証拠の採否一般について当事者が意見を述べることができることを当然の前提にしたものと解釈され、現に、例えば文書提出命令については相手方の意見を求める運用がなされているものと承知している。弁論期日外証拠調べについても同様であり、裁判所が意見を求めなければならない旨の規定は設けていないが、当事者はその採否について当然に意見を述べることができると思料している。 |

| 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-------------|---|--|
| 69 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、情報公開訴訟の全ての審級においてインカメラ審理が行われ得ることとなるのか教示されたい。 | 弁論期日外証視調べは、事実審である第一審、控訴審においてのみ実施することができ、上告審において実施することはできない。 なお、新24条4項は、弁論期日外証視調べの対象となった行政文書の写しが訴訟記録に編纂されていないことを前提とし、裁判所の構成が変わった後の裁判官や上訴審の裁判官が証文の写しを提出することにより、必要があるときは当該行政文書を再度提示させることができるものである。このように、新24条4項による提示をさせた上で行政文書を裁判所が確認する行為は、必要に応じて、上告審を含む全ての審級において実施され得る。 |
| 70 24条 | 裁判官の守秘義務は官吏職務規律に規定されており、裁判官が同職務に違反して秘密を漏らした場合には、職務上の義務違反として弾劾事由ないし懲戒事由に該当し得ることであるが、懲戒として科せられ得る制裁は戒告又は1万円以下の過料にとどまると解してよろしいか。 | 裁判官につき、裁判官分限法に基づき、職務上の義務違反による懲戒として科せられ得る制裁は、戒告又は1万円以下の過料である(同法2条)。 |
| 71 24条 | 弁論期日外証視調べをすることとされた行政文書を被告が裁判所に提出しないし提示しない場合の効果について規定されていない理由を具体的にかつ詳細に教示されたい。 | 情報公開訴訟では、被告は国、地方公共団体等であり、裁判所との関係においても破綻な対応が期待されること、不開示情報が記載されていることの立証責任は被告が負っており、行政文書を証拠として提出しないことは、立証上むしろ被告にとって不利になること考えられることから、行政機関が行政文書の提出又は提示を拒んだ場合の効果については、特段の規定を設けていない。もっとも、裁判所が弁論期日外証視調べを行う旨の決定をしたにもかかわらず被告が行政文書を提出し提示しない場合には、「口頭弁論の全趣旨(民事訴訟法247条)」としてしん断されることとなり、裁判所の心証形成で不利な取り扱いは受け得る可能性がある。 |
| 72 24条 | 弁論期日外証視調べをすることとされた行政文書を被告が裁判所に提出しないし提示しなくとも、その他の証拠や主張により当該文書に第5条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることを被告が立証したときは、請求原因に対する抗弁(不開示情報の抗弁)が認容され得ると解してよろしいか。 | 弁論期日外証視調べをすることとされた行政文書を被告が裁判所に提出しないし提示しなくとも、その他の証拠や主張により当該文書に第5条各号のいずれかに該当する情報が記録されていることを被告が立証したときは、請求原因に対する抗弁(不開示情報の抗弁)が認められ得る。 |
| 73 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、裁判所に提出しないし提示された行政文書につき、民事訴訟規則第141条(文書提出命令の申立てに係る提示命令の対象文書の一時的保管に関する規定)と同様の規定が最高裁判所規則において定められることとなるのかどうか教示されたい。 | 最高裁判所規則に関して、当審は回答する権限を有しないものの、新24条4項は、弁論期日外証視調べの対象となる行政文書やその写しが裁判所に保管されていないことを前提に、対象文書を再度提示させることができることとしており、裁判所が行政文書を保管しなればならない必要が生じることは考えにくい。 |
| 74 24条 | 仮にインカメラ審理手続が導入されたとして、機密情報が記録された行政文書につき提示命令がなされた場合、当該行政文書は当該手続を通じてどのような取り扱いられるのか。裁判所において、当該機密情報が漏えいしないようどのような措置がとられるのか具体的にかつ網羅的に教示されたい。 | 弁論期日外証視調べの決定がなされると、裁判長は期日を指定し(民事訴訟法93条1項)、当該期日に、被告は対象となる文書を提出・提示し、裁判所は文書の原分を終えたと当該文書を返還するのが原則となる。 裁判所には、官製職務規律4条1項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏らした場合は、職務上の義務違反として弾劾事由(裁判官弾劾法2条1項)、懲戒事由(裁判所法49条)に該当する可能性がある。また、裁判所書記官には、一般職の国家公務員と同じく守秘義務が課され、罰則も設けられている(裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法100条1項、109条12号)。これらの規定により、弁論期日外証視調べに関し、裁判所で行政文書を閲覧した裁判官、立会をした書記官から機密が漏えいされないことは、制度的に担保されている。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 75 | 24条 | 弁論期日外証聴調べに対象文書を保有する行政機関の長が立ち会う権利を認めない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 弁論期日外証聴調べに原告を立ち会わせることはできないことから、当事者の対等に配慮して、権利としては、被告の立会いを認めていない(新24条1項)。もともと、新24条第3項は、相当と認めるときは被告を立ち会わせることができることとしており、裁上一切の行為をすることができる行政機関の長(行政事件訴訟法第11条第6項)は、この規定に基づいて弁論期日外証聴調べに立ち会う場合がある。また、弁論期日外証聴調べの実施方法に関する意見として、立会いを希望する旨の意見を述べ、裁判所に職権の発動を促すことも可能である。 |
| 76 | 24条 | 弁論期日外証聴調べを行う旨の決定に対する即時抗告に関する規定が設けられていない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 一般に、終局判決前の裁判については、原則として独立の不服申立て(たとえ即時抗告)を認めず、控訴に伴って控訴審の判断の対象となる(民事訴訟法第283条)。弁論期日外証聴調べについても、このような原則に従って独立の不服申立ての対象とせず、控訴審の判断を受けるとしたものである。 なお、文書提出命令の申立てに関する裁判に対しては、即時抗告をすることができるときは(民事訴訟法第228条7項)、これは、文書提出命令に従わない所持者は真実取制や過料の制裁を受けることから、文書提出義務の存否について争う機会を付与したものと解されている(最高裁判平成12年12月14日第一小法廷決定、民集54巻9号2743頁)。これに対し、弁論期日外証聴調べについては、真実取制などの規定を設けていないことから、即時抗告の制度を設けていない。 |
| 77 | 24条1項 | 「その他の事情」に該当する事情について、具体的かつ網羅的に教示されたい。 | 「その他の事情」に該当するものとしては、開示が求められている行政文書の性質、当事者の主張、他の証拠関係による判断の可否などが想定される。 |
| 78 | 24条2項 | 「提出」及び「提示」の意義についてそれぞれ具体的に詳細に教示されたい。仮に両者の相違点が所持の移転の有無にあるとするとすれば、提出まで求めることができるとする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 行政文書を証拠の目的物として裁判所の用に供する行為が「提出」(民訴219条参照)であり、行政文書を検証の目的物として裁判所の用に供する行為が「提示」(民訴232条1項参照)である。いずれも、民事訴訟法における書証及び検証の用例に従ったものである。 |
| 79 | 24条2項 | 「提出」及び「提示」の選択権の帰属について教示されたい。 | 上記回答の通り、提出が提示かの区別は、弁論期日外証聴調べが書証としてなされるのか、検証としてなされるのかによることとなる。 |
| 80 | 24条2項 | 本年1月11日に受領した新旧対照表案においては、文書の提出・提示義務者は「当該文書を保有する行政機関の長」とされており、これを「被告」に変更した理由について教示されたい。 | 行政事件の審理において、行政事件訴訟法、民事訴訟法に基づき、行政文書が証拠として裁判所に提出又は提示される場合、提出又は提示の主体は「被告」である。そこで、これとの整合性を図る観点から、文書の提出・提示義務者を、「当該文書を保有する行政機関の長」から「被告」に変更したものである。 なお、行政機関の長は被告国に所属するものであるから、以上の文言の変更により、現実の文書提出主体に変更が生じるものではない。 |
| 81 | 24条2項 | 提出又は提示された文書を見ることができない裁判官は、受訴裁判所を構成する裁判官のみであり、同一の地方裁判所に配属されている裁判官でも受訴裁判所を構成しないものは、提出又は提示された文書を見ることができないか。 | 提出又は提示された文書を見ることができない裁判官は、受訴裁判所を構成する裁判官のみであり、同一の地方裁判所に配属されている裁判官でも受訴裁判所を構成しないものは、提出又は提示された文書を見ることができない。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|-------------|--|--|
| 82 | 24条3項 | 「相当と認めるとき」の意義について具体的に詳しく教示されたい。 | 証拠調べを円滑に実施するためには、例えば、大部の文書が対象になっている場合に取 り調べるべき箇所を指示させること、不開示情報が記録されている箇所を特定して指示 させること、裁判官が行政機関を訪れて弁論期日外証拠調べを行う際に富足的記録である 行政文書の内容をコンピュータの画面上に表示させること、行政文書が外国語で作成され ている場合にその内容を翻訳させることなど、被告に一定の行為をさせることが必要である 場合がある。 したがって、行政文書の量、内容、記録媒体の種類、使用されている言語の内容や、 ウェブ・インデックスによる対象特定の程度などの諸般の事情に鑑み、証拠調べを円滑に 実施するために被告の立会が必要と認められる場合に、相当性が肯定されることとなる。 |
| 83 | 24条3項 | 「弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為」に該当するものについて、対象文書 を保有する行政機関の職員が不開示情報の該当性について口頭や文書により説明す る行為が含まれるか否かにも言及しつつ、具体的、網羅的かつ詳細に教示されたい。 | 「弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為」には、例えば、大部の文書が対象に なっている場合に、取り調べるべき箇所を指示させること、不開示情報が記録されている 箇所を特定して指示させること、行政機関において弁論期日外証拠調べを行う際に富 足的記録である行政文書の内容をコンピュータの画面上に表示させること、行政文書が外国 語で作成されている場合にその内容を翻訳させることなど、証拠調べを円滑に実施するた めに必要な行為が含まれる。 被告を立ち会わせる目的はあくまで証拠調べを円滑に実施するために必要な指示説明等 に限られる。弁論期日外証拠調べの期日は証拠調べの期日であって弁論期日ではないか ら、指示説明を超えて、例えば行政文書の内容が不開示情報に該当するという評価に関わ る主張をするなど、実質的な弁論を行うことはできない。仮に実質的に弁論と解される陳述 をしたとしても、これは訴訟資料にはならないと考えられる。 |
| 84 | 24条3項 | 弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる者を対象文書を保有する行政機関の 長ではなく被告とする理由について具体的に詳しく教示されたい。 | 一般に、証拠調べには当事者が立ち会うことができるが、弁論期日外証拠調べについ ては、その性質から、当事者の立会権を制限している。しかし、必要な限度で当事者の立会制 限を排除したのが本条3項である。このように、同項は、1項で制限された当事者の立会を 必要な限度で認めるものであるから、立会の主体は当事者である被告上とするのが適当 であると考えられる。もっとも、「行政機関の長」は被告と同様に裁判上一切の行為をす ることができるから(行政事件訴訟法第11条第6項)、裁判所が相当と認めるときは行政機関の 長も立ち会うことができる。 |
| 85 | 24条3項 | 情報公開・個人情報保護審査会におけるインカメラ審理に際しては、情報公開・個人情 報保護審査会設置法第10条の規定による意見陳述及び同法第11条の規定による資料 提出を行うことができるが、同様の規定を設けていない理由について、具体的に詳しく 教示されたい。 | 情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「設置法」という。)10条に規定する意見陳 述は、審査会の審議が職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としていることから(同法 11条)、その例外として、不服申立人等に必要ない主張立証の機会を与えるため、不服申立 人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができると規定したものである。また、 設置法11条に規定する資料提出は、不服申立人等に必要ない主張・立証の機会を与えるた めの規定である。 情報公開訴訟において、弁論主義の下、口頭弁論期日における主張立証、及び主張書 面(訴状、答弁書、準備書面)により、当事者の主張が尽くされることが原則であり、設置法 10条、11条のような意見陳述権等に係る規定を置く理由はないことから、同様の規定は設 けていない。 |

| | 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----|----------------|--|--|
| 86 | 24条4項 | 「必要があると認めるとき」の意義について、具体的かつ詳細に教示されたい。 | <p>弁論期日外証聴調べは、裁判官が当該行政文書を閲覧し(審証の場合)、又は五感の作用でその形状等を得る(検証の場合)ことによつて証拠調べが終了し、その証拠調べの結果は、裁判所の構成が変わった後でも、上訴審においても、判決の既判断資料となる。しかし、裁判所は行政文書の写し等を訴訟記録等として所持していないことが予定されていることから、その後、裁判所の構成が変わった後の裁判官や上訴審の裁判官に証拠調べの結果を伝達することが困難である。</p> <p>本項は、これらの裁判官が弁論期日外証聴調べの結果を把握することができるように、弁論期日外証聴調べが終わった後、必要があるときは、被告に対し、これを再度提示させることができることとしたものである。</p> <p>したがって、「必要があると認めるとき」の意義には、弁論期日外証聴調べを終えたのち、同一審級内で裁判所の構成が変わったときや、上訴された場合が含まれる。</p> |
| 87 | 25条1項各号列記以外の部分 | 「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的に教示されたい。 | <p>具体的には政令案作成時に調整することになるが、既に導入されている独立行政法人等による情報提供制度(独立行政法人等情報公開法23条)では、「国民が利用しやすい方法」として、「事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行う」(独立行政法人等情報公開法施行令12条1項)こととされており、当該規定を参考にした規定ぶりとすることが想定される。</p> |
| 88 | 25条1項各号列記以外の部分 | 「政令で定めるもの」とあるが、いかなる事項を政令で定めるのか具体的に教示されたい。 | <p>具体的には、政令案作成時に調整することになるが、各行政機関に係る行政情報の電子的手段による提供について定めた現行の「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成16年11月12日CIO連絡会議決定)を参考にした規定ぶりとすることが想定される。</p> |
| 89 | 25条1項各号列記以外の部分 | 「国民に分かりやすい形での」の意義につき、具体的かつ詳細に教示されたい。 | <p>提供する情報の内容に応じて、専門用語に解説を加えたり、概要を提供したり、データについての歴年の比較ができるようにするなど国民に分かりやすい形で提供することなどが考えられる。</p> |
| 90 | 25条1項各号列記以外の部分 | 「国民が利用しやすい方法」の具体例を教示されたい。 | <p>具体的には政令案作成時に調整することになるが、既に導入されている独立行政法人等による情報提供制度(独立行政法人等情報公開法23条)では、「国民が利用しやすい方法」として、「事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行う」(独立行政法人等情報公開法施行令12条1項)こととされており、当該規定を参考にした規定ぶりとすることが想定される。</p> |
| 91 | 25条1項1号 | 「組織及び業務に関する基礎的な情報」とあるが、いかなる情報が基礎的とされるのか明らかにされたい。 | <p>所管行政の概要、主要施策の基本方針等が考えられる。</p> |
| 92 | 25条1項2号 | 「所掌に係る制度に関する基礎的な情報」とあるが、いかなる情報が基礎的とされるのか明らかにされたい。 | <p>所管法令の概要、国会提出法案等が考えられる。</p> |
| 93 | 25条1項4号 | 「当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価…」に関する情報」とあるが、いかなる情報がこれに当たるのか、詳細に教示されたい。 | <p>業務や制度についての評価の実施結果などが考えられる。</p> |

| 関連する改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|----------------|---|---|
| 94 25条1項5号イ | 「政令で定めるもの」とあるが、いかなる法人を政令で定める予定であるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 具体的には政令案作成時に調整することとなるが、特別の法律により設立された法人のうち、その諸活動を国民に説明すべきものを規定することが想定される。 |
| 95 25条1項5号ロ | 「政令で定めるもの」とあるが、いかなる法人を政令で定める予定であるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 具体的には政令案作成時に調整することとなるが、いわゆる指定法人のうち、その諸活動を国民に説明すべきものを規定することが想定される。 |
| 96 25条1項5号ハ | 「政令で定める法人」とあるが、いかなる法人を政令で定める予定であるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 | イ又はロに掲げる法人と同様に、政府周辺法人として情報提供制度に基づきその基礎的な情報を国民に提供することがふさわしい法人のことであり、一時期イ又はロに掲げる法人の類型に該当していたが、その後該当しなくなった法人等が想定される。 なお、既に公文書等の管理については、ある行政機関又は独立行政法人等について、統合、廃止等又は民営化等の相續の見直しが行われる場合、当該見直しの後もその管理する行政文書や法人文書の適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならぬ旨定められており(公文書等の管理に関する法律33条)、本号は、当該規定と同様に、このような見直しが行われた場合における、情報提供制度上の措置を規定するものである。 |
| 97 25条2項 | 「適時に」とあるが、具体的にはいかなる場合が「適時に」とされるのか教示されたい。 | 提供する情報の内容や性格によって適切であると認められる時期のことである。 |
| 98 25条2項 | 「国民が利用しやすい方法」の具体例を教示されたい。 | 具体的には政令案作成時に調整することになるが、既に導入されている独立行政法人等による情報提供制度(独立行政法人等情報公開法23条)では、「国民が利用しやすい方法」として、「事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行う」(独立行政法人等情報公開法施行令12条1項)こととされており、これを参考にすることを想定している。 |
| 99 28条 | 本条を新設する趣旨について、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 今般の改正において、内閣総理大臣は、行政機関の保有する情報の公開に関する事務を担う立場になる。日常の情報公開制度の運用については、本法の規定であるところにより、各行政機関の長により適切に行われるべきものであるが、それぞれの制度運用の実態を把握し、改善すべき事項については、政府全体として適正な情報公開制度を実現するための措置を法律上位置づける必要がある。 このため、今般の改正において、毎年度、本法の施行状況を内閣総理大臣へ報告することとしており(27条)、こうした報告等により把握した実態について、改善等の必要があると内閣総理大臣が認める場合に、各行政機関の長に対し改善を促す措置として、勸告をすることができるとする制度を設けようとするものである(28条)。 |
| 100 28条 | 「この法律を実施するため特に必要があると認められる場合」とはいかなる場合を指すのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 例えば、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に要する期間が著しく長期にわたっている場合や、25条に基づき情報提供が不十分である場合などが想定される。 |
| 101 28条 | 内閣総理大臣は本条の規定に基づきいかなる内容の勸告をすることが想定されるのか、具体的かつ詳細に教示されたい。 | 例えば、情報公開・個人情報保護審査会への諮問の迅速化や、適切な情報提供提供についての勸告をすることが想定される。 |

| | 関連する 改正法案の条文 | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|-----------------|--|---|
| 102 | 29条 | <p>本案を改正する趣旨について具体的かつ詳細に教示されたい。また、努力義務であれ、特定の事項について地方公共団体に条例制定の義務を課すことは地方自治の本旨に反しないかという点についても併せて教示されたい。</p> | <p>本案は、地方公共団体における情報公開の推進を図る観点から、地方公共団体に対し、この法律の趣旨にのっとり、情報公開に関する施策を策定し、実施するよう努力義務を定めたものである。今般、いわゆるヴォーノン・インデックス及びインカメラ管理に関する規定を、地方公共団体が定める情報公開条例に基づく処分に対する拒否訴訟に適用する規定を置くことに伴い、情報公開条例の制定が地方公共団体の行う情報公開に関する施策の一つであることを明確化するものである。なお、現行法において規定されている「情報の公開に關し必要な施策」(25条)の中には、情報公開条例の制定もその内容として含んでおり、今般の改正で明記することにより地方自治の本旨に反するとは言えないと考える。</p> |
| 103 | 30条 | <p>本案を新設する趣旨について具体的かつ詳細に教示されたい。</p> | <p>本案は、今般導入される、いわゆるヴォーノン・インデックス及びインカメラ管理に関する規定を、地方公共団体が定める情報公開条例に基づく処分に対する拒否訴訟に準用するためのものである。</p> |
| 104 | 附則 | <p>改正法案附則において他の法律を改正する予定があるかどうか教示されたい。ある場合には、改正予定の法律名を網羅的に教示いたたくとともに、それぞれの改正の具体的な内容についても併せて教示されたい。なお、このような質問をしなくてもむすむよう、ペンディングでも構わないので改正文の案を早急に提供されたい。</p> | <p>各省協議においてお示しする予定である。</p> |
| 105 | 附則 | <p>改正法案附則において定める予定の経過措置について、具体的かつ網羅的に教示されたい。</p> | <p>各省協議においてお示しする予定である。</p> |

行政機関情報公開法の一部を改正する法律案の主な問題点

16条関係（手数料）

開示請求手数料を商業的請求の場合を除き廃止する。

- 濫用的請求の増加が懸念される。請求手数料の減額はやむを得ないにしても、責任ある開示請求のために手数料は不可欠であり、無料化は弊害が大きい。
（収入印紙も貼らずに、適当に請求文書名など書いて投げ込む者もいる）
- 商業的請求だけ有料化する制度は、合理性がない（商業的請求は負担になっていない。負担は実施手数料でカバーされている）ことに加え、目的偽装請求の蔓延が予想される。
（目的偽装請求は、制度の周知により防ぐことはできない。）
- 「大臣とりまとめ」において明記するとされている「適正な開示請求及び開示情報の適正利用」（又は「濫用防止」）を法案に盛り込む必要がある。
（情報公開制度の最大の問題は、濫用的請求が行政機関の多大な負担となっていること。開示請求権保障の拡充を図る今回、権利濫用が許されないことを明示することが必要。
情報公開法に明記されていないと、請求者に対する説明が困難。情報公開法に規定があつてガイドラインが生きてくる。適正な請求の内容は、ガイドライン等で具体的に示すことが可能。）

21条関係（内閣総理大臣による同意及び措置要求制度）

- (1) 行政機関の長が不服申立てに対して裁決・決定をする際は、全部開示の場合を除き内閣総理大臣の同意を得なければならない。
- (2) 内閣総理大臣が同意をしないときは、行政機関の長に対し審査会の答申に沿った裁決・決定及び公益上の理由による裁量開示（法7条）等の措置を求めることができ、行政機関の長は、この要求に沿うよう適当な措置をとるとする制度の新設

- 答申に従う場合にも、全部開示の時以外は内閣総理大臣の同意が必要とする制度は不合理。裁量開示は、あくまで行政機関の長の責任により、高度の政策的・専門的・技術的判断に基づいて行うべきもの。
- 措置要求のため必要という理由で、内閣府に他省庁の不開示情報（機密情報）を見せることは、情報保全上容認できない。
他方、内閣府が、不開示情報を見ないで裁量開示の判断を行うことは不可能。

24条関係（インカメラ審理）

裁判所が、原告の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わずに対象文書について証拠調べを行うことができる。

- 裁判所における情報保全の万全
 - 行政側の裁判官に対する意見陳述の機会
 - 存否応答拒否の場合の特別の配慮（文書の存否が原告に決して知られない運用）
- が保証されていることが確認できなければ賛成できない。

情報公開訴訟は、行政機関の判断（請求者が誰であっても判断は同じ）の適否を裁くもの。

行政機関の判断が妥当であるかについて、行政側に十分な説明の機会が保証されていなければ、裁判所が、不十分な理解のまま誤った判断を下すおそれを払拭できない。

（公開の法廷の場においては、不開示情報の具体的な内容を示して、それを開示することの具体的な支障を説明することができない。）

改正案

（手数料）

第十六条 次に掲げる者が開示請求をするときは、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（第八項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他営利を目的とする法人として政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

2| 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3| 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

現行

（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

2| 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

5 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

※行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条
4 行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。